

〈論文〉

日本海周辺諸国の平和友好協力の促進
環オホーツク海圏機構, 北東アジア環海圏機構, 北東アジア共同体機構の構想

金子 利喜男

	はじめに	180
序章		184
第1章	定義, 目的及び原則	187
第2章	会員の加入及び除名	190
第3章	機関及び決定	192
第4章	会長	195
第5章	総会	196
第6章	連帯議員理事会	199
	第1節 選挙	199
	第2節 構成及び任務	200
第7章	平和軍縮理事会	202
	第1節 構成及び任務	203
	第2節 紛争の平和的解決	206
第8章	友好関係理事会	208
第9章	領土境界理事会	212
第10章	経済社会理事会	215
第11章	商業企業家理事会	218
第12章	労働雇用理事会	220
第13章	厚生医療理事会	222
第14章	通信運輸理事会	224
第15章	環境理事会	225
第16章	資源保護理事会	226
第17章	教育科学文化理事会	229
第18章	報道理事会	231
第19章	観光ホテル理事会	232
第20章	スポーツ理事会	233
第21章	青年理事会	235
第22章	国際裁判所	236
第23章	事務局	238
第24章	最終規定	239
同系3	機構の国際裁判所規程(案)の要点	241
	第1部 事実調査委員会	241
	第2部 国際裁判所	243

はじめに

環オホーツク海圏、北東アジア環海圏、北東アジアを平和と繁栄の場に転換

この試論は、領土紛争の解決探究が契機となって書かれたものである。わが国は、周辺諸国と領土問題をかかえており、ロシアとは第2次世界大戦終結後66年も経過しているにもかかわらず、平和条約さえ締結されていない。この問題は、いずれ平和的に解決されなければならない。そのほかに、政治、軍事、経済、法律、通信、運輸、報道、観光、教育、文化、その他いろいろな分野で、もっと友好的な協力関係がこれらの諸国間で強化される必要がある。

これらの諸問題の解決の一助になればとの思いで、また同時に環オホーツク海圏機構、北東アジア環海圏機構、北東アジア共同体の構想それ自体が実現することを望み、それらを具体的に提案した。地域的機関としては、たとえば、欧州連合、ASEAN、アフリカ連合などがあるが、ある意味で、これらの機構と多少とも類似しているものを北東アジア、日本海周辺諸国のあいだで設立することを提案した。

北東アジア環海圏は、筆者の造語である。環日本海圏とほぼ同じ意味で使用しているが、「環日本海圏」という用語が適切か否かが問題となり、「日本の支配」または「日本中心」との語感をさげ、どの関係国も参加しやすくするため、なにか別の言葉を使用したほうがよいと思ったからで、とりあえず、「環日本海圏」のかわりに、「北東アジア環海圏」という中立的な表現を序章以下で用いることにした。そうすれば、中国大陸や朝鮮半島の人びとからの抵抗感は、より少なくなるであろう。これらのことで、それほど目くじらをたてる必要はない。要は、いずれの諸民族も、平和かつ友好的に協力しあうことがはるかに重要だからである。

環オホーツク海圏、北東アジア環海圏、北東アジア共同体という3つの平和的国际機構を筆者が自分なりに構想するようになったのは、2009年のいわゆる「北特法」の制定により日口関係が悪化し、また尖閣諸島をめぐる日中両国の対立が激化したことに関係がある。国際関係は、平和、友好、協力、それに繁栄でなければならないからだ。

1956年の日ソ共同宣言は、歯舞群島と色丹島の引渡しが行われるのは両国間に平和条約が締結された後であるとし、そのご長年にわたり交渉を重ねてきたが、残念ながら、その面で歴代の日ソ・日口政府間には、両国民が読むことのできる条約案、その諸条項のごくわずかな合意さえなく、その面で成果を生んでいないといえる。もっとも、交渉手続のための交渉の成果は、紆余曲折しながらも積み重ねられてきた。

日口のいずれの政党や学者も、前文や本文の諸条項を具体的に示す試案を提示してこなかったようにみえたので、それを筆者は試み、「日口平和友好協力条約の金子私案」（以下、金子私案）を発表した（注1）。この領土問題は、互譲（相互的利益、give and take）の精神で友好的に解決すべきであり、またそのような協力関係がダイナミックであれば、それだけ解決の可能性はたかまり、逆に、「取るに取る」という手法は、むしろロシア側からの反発をまねくとの考えにもとづいていたので、その一環として2010年7月にまず環オホーツク海圏機構の構想をねりはじめた。（この条文は7頁にもわたる。金子私案、269-275頁）

北東アジア環海圏機構の構想に翌8月に着手したのは、環オホーツク海圏機構を練磨する過程においてであった。なにしろ、札幌から日本海をこえて真っすぐに西にすすめば、ロシア領のウラジオストークに当たることから、ここでも日口両国は、その意志さえあれば日本海を荒海と争いの場とするのではなく、ここを平和と繁栄の日本海圏とすることに多大の貢献をなすこともできるからである。この環日本海圏機構は、「日口平和友好協力条約の金子私案」で規定されているが（金子私案、276-297頁）、それとは別個に「日口平和友好協力条約」の締結にかかわりない「北東アジア環海圏機構憲章（案）」の作成をも起草した。いずれにしても、このような構想に日口両国が参入するなら、たんに同機構の発展に寄与するだけでなく、日口平和条約の締結の雰囲気にも役立つであろう。

北東アジア共同体の構想に筆者が着手したのは、2010年11月からのことである。

東アジア共同体の構想は、北東アジア共同体のそれよりも、一般人には耳なれているかもしれないが、じっさいは北東アジア共同体の着想または構想もあり、「北東アジア共同体」というキーワードで search.yahoo.co.jp をとおして検索すれば、37,200件ほどの情報があらわれる。1994年に設立された「環日本海学会」が、「環日本海」地域の研究蓄積が考慮された結果、それは2007年に「北東アジア学会」へと名称されたように、環日本海圏または東アジア共同体に関心あるものは、多少とも北東アジア共同体にも興味をいだくであろう。

環日本海圏（北東アジア環海圏）の範囲は、明らかに北東アジアの概念より狭い。まず中国は日本海の沿岸国ではないとの理由により、北東アジア環海圏機構から同国を除外し



国際連合によるアジアの地域分類

- 北アジア
- 中央アジア
- 西アジア
- 南アジア
- 東アジア
- 東南アジア

国連による東アジア（横線）と北アジア（斜線）

てよいであろうか？しかし、中国は東アジアの範囲には入るから、「東アジア」ということであれば、その範囲に日中とも入る。他方、「東アジア」と限定するなら、それにロシアはふくまれないので、それゆえ、隣国ロシアとの協力の強化という面からみるなら、ロシアのアジア部が含まれる「北東アジア」機構の構想をすすめたほうがよいということになる。

ダイナミックな互恵精神にもとづき、日ロ協力関係を友好的に推進する過程で領土問題も解決されやすいと考えているので、筆者は「東アジア共同体」よりは、それをもふくむ「北東アジア共同体」構想がよいと判断し、その時点での機構の草案の全文を「世界平和連邦」(WPF)のホームページで発表した。(183頁)

ところで、北東アジア共同体機構は、北東アジア環海圏機構とほぼ類似の組織として筆者は提案した。前者は後者より地理的範囲では広大であるが、前者にはモンゴルだけが追加されただけである。環オホーツク海圏機構のほうは、加盟国が日本とロシアの2国のみであり、こちらは簡素な組織になっている。

いずれの3つの国際機構も、それが機能する場合に、加盟国だけでなく、その国民にも大きな利益をもたらすよう組織されているし、同時に、それは21世紀のアジアや世界の政治的潮流にも好影響をあたえるであろう。

筆者が期待したいのは、関係国において社会を支える一般人、とくに若い世代である。ただ構想をながめているだけでなく、これらの構想の修正や実現に積極的に関与してほしいことである。

2010年12月8日、環オホーツク海圏機構、環日本海圏機構（そのころは北東アジア環海圏という言葉を使用していなかった）、北東アジア共同体機構について、筆者が札幌大学における自分の国際関係論の講義で少し説明した後、ロシア総領事サープリン・ワシーリー・イワーノヴィチ氏と中国総領事の胡勝才氏が学生たちと質疑応答を行ったさい、これらの機構について両外交官にコメントを求めた。

V.サープリン氏によれば、理論的にはよいと思うが、実際の諸問題は朝鮮半島にかんし生ずるであろう、むしろ経済面から推進したほうがよいのではないかとのことであった。胡勝才氏によれば、環日本海圏機構と北東アジア共同体機構の憲章案には独創的なものもあり、いろいろ参考すべき点もあるということで、別段の異論はでてこなかった。

なお、環オホーツク海圏機構、これは日ロ平和友好協力条約の金子私案の議定書中で提示したが、札幌学院大学のカルペキナ・ナジェーダダ研究生（国際法）に露訳を依頼したところ、彼女は日ロ平和条約がいつ締結されるかわからないので、それから独立の憲章を起草したほうがよいと考え、その憲章案を私に提示した。それを2人でさらに少し修正し

た共同提案を環オホーツク海圏機構憲章案として、今回の拙文で使用している。

本拙文は、2010年度の札幌大学の研究助成費をうけて完成したものであり、本学に深く感謝を申し上げます。

2011年3月17日

金子 利喜男

凡例

A. 略語

北ア憲章案	北東アジア共同体機構憲章（案）
[]	このなかの法文は、上記憲章案のもの
北環憲章案	北東アジア環海圏機構憲章（案）
環オ憲章案	環オホーツク海圏機構憲章（案）
《 》	このなかの法文は、上記憲章案のもの
同系3機構各憲章案	北東アジア共同体機構、北東アジア環海圏機構、環オホーツク海圏機構 上記各機構の憲章案
金子私案	日ロ平和友好協力条約の金子私案
環オ議定書	平和友好協力、環オホーツク海圏及び環日本海圏に関する議定書

B. 同系3機構の憲章案の相違

北東アジア共同体機構、北東アジア環海圏機構、環オホーツク海圏機構の各憲章案の法文は、ほぼ同一である。今回は、北東アジア環海圏機構憲章（案）の諸条項を提示し、他の憲章との比較的重要な相違は、[]と《 》を用いてしめた。しかし、それらは比較的重要な相違であって、些細な違いは表示されていない。上記3つの憲章案については、下記のURLを参考していただきたい。

北東アジア共同体機構	http://wpfngo.org/touhoku-sougou.html
北東アジア環海圏機構	http://wpfngo.org/nihonkai-kensyounomi.html
環オホーツク海圏機構	http://wpfngo.org/kanohotoku-kensyounomi.html

上記URL中の情報は、あるものは更新されておらず、別のものは最新のものであったりして、同時的ではありませんので、ごく初段階の素材程度としてご理解してください。

序章 理念と目標

闇夜でも天高く輝く星々をみよう。

月光が君を星の雫に向けて導くであろう。

人間は、生きるための目標と喜びがあれば、その行動に活気があらわれるように、国内社会や国際社会も、その共通の目標が定まるなら、それは無秩序におちいることなく、逆に、人びとは生きがいを感じながら生活をいとなむことができよう。そこに必要なのは、平和、したがって紛争の公正な解決である。国家軍備の拡張ではない。筆者は、北東アジア共同体機構、北東アジア環海圏機構、それに環オホーツク海圏機構を構想するあたって、この重要事項を念頭に入れた。

北東アジア共同体機構、北東アジア環海圏機構、それに環オホーツク海圏機構は、ほぼ類似の組織として筆者は提案したので、その同系3機構の理念と目標、憲章もまた主要機関もほぼ同一である。それゆえ、重複をさけるため、北東アジア環海圏機構憲章案（以下は、北環憲章案ともいう）の前文や条文を優先して引用するが、それは他の2つの憲章案とはほぼ同じ内容であるとみてよい。まず北東アジア環海圏機構憲章（案）は、前文でつぎのようにうたっている。（括弧〔 〕と〈 〉の意味については前頁を参照）。

われら北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》の諸国、その自治体と個人は、

この圏内及びその周辺地域の歴史が、長年にわたり異質的かつ分断的なものであったことを想起し、

しかしながら、将来は北東アジア環海圏機〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》の諸国民の独立性、それらの文化及び伝統を相互に尊重し合い、諸国民間の連帯を深め、

基本的人権、人間の尊厳及び価値、男女及び大小各国の同権に関する信念を確認し、

正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重を維持することができる条件を確立し、〔これは、前文の最初の部分〕

まず第1に注目していただきたいことは、この憲章の当事者は、国家だけでなく、「その自治体と個人」もなっているということである。筆者の真の意図は、かんたんにいえば、個人を元気づけることである。もちろん、国家、自治体、個人が協力しあいながらこれら

の機構を発展させていくことが望まれるが、このような国際組織の発展に国家と自治体が消極的な場合には、個人の役割がそれだけ期待され、それだけ補完的な任務を有する余地を確保しなかったからだ。

北東アジア共同体機構憲章（案）の前文は、「われら北東アジア共同体の諸国、その自治体と個人は」というように、モンゴルもこの機構の加盟国になれるように地理的範囲が広大になっているが、内容は上記のものとはほぼ同一である。環オホーツク海圏機構でも、国家と自治体が大きな役割を演ずる一方、民間人も活躍できる余地がある。さらに北東アジア環海圏機構憲章（案）は、つぎのように宣明している。（〔 〕内は、北ア憲章案の法文）

並びに、このために、

まずは「多様性のなかの秩序」を希求し、寛容を実行し、かつ善良な隣人として互いに平和に生活し、

日本海を争いの荒波とする〔北東アジアを争いの場裡とする〕《オホーツク海を争いの荒波とする》のでなく、それとまったく逆に、光輝と繁栄の源となる平和、友好、協力及びダイナミックな戦略的互恵の精神が支配する場に変革するため努力し、

この圏において、「力の支配」でなく、「法の支配」の樹立に寄与し、圏内の国際紛争をもっぱら平和的手段で解決し、

この圏を平和地帯《オホーツク海を平和地帯とする》とすることにより、できるかぎり軍備縮小及び軍事費削減を実行して、その削減分を平和部門に転用し、

北東アジア環海圏における各国民〔北東アジア共同体諸国民〕《環オホーツク海圏の住民》のための経済的及び社会的進歩に寄与し、それがその他の分野に平行的に好影響を与える諸政策を探究し、

この圏内の他の国際問題を審議し、必要であれば、われらが提案を関係者に送付し、

諸問題を早期に解決し、これらの目的を達成するため、われらの努力を結集して、この諸民族を物的にも精神的にも結びつける歴史的な北東アジア環海圏機構〔北東アジア共同体機構〕《環オホーツク海圏機構》の創建を決定し、

このように、ここの〔 〕《 》内に挿入した語句以外は、これら3つの国際機構の草案は、ほとんど一致している。端的にいうなら、北東アジア共同体機構憲章の縮小版は北東アジア環海圏機構憲章であり、その縮小版が環オホーツク海圏憲章であるといっても過言でない。このような3つの国際機構が、どのような関係にあるかについては後述する（239頁）。

さらに言及すべきは、上記の「われらが提案を関係者に送付」するとの部分である。送

付するのは、「命令」でもなく、「勧告」でもなく、それより穏やかな語調の「提案」である。国家の神経を高ぶらせないよう、また関係国がこれらの機構の加盟国に入りやすくするよう、このような妥協的草案を準備した。

しかし、提案や勧告は、原則として法的拘束力を有しないので、拘束的な決定が必要となる段階を加盟国、自治体、関係国民が求めるかもしれない、もっと組織化された平和的な国際共同体を希求する可能性は十分あるようにみえる。それが21世紀の要請だからだ。これについて、3つの機構の憲章の前文は、下記のように簡略に述べている。

さらに第2段階からの発展に関しては、

中期的にわれらの機構が、より良く組織化され、それにともない北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》もいっそうダイナミックに発展する構想を探究し、

人びとが恐怖心なしに生活し、相互に理解しあいながら、さらに共感・交歓できる美しい北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》、ついには核兵器をふくむ国家軍備の撤廃された北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》を理念とし、

ついには、すべての軍事費が平和的分野のために転用される果実としての信頼と繁栄、及び、かかる世界で開花する高度な文化もみられるような恒久平和の樹立に貢献することを決定した。

以上の証拠として、われらは、ここに至り、この北東アジア環海圏憲章〔北東アジア共同体機構憲章〕《環オホーツク海圏憲章》を締結するため、その証拠として、この憲章と一体の名簿に署名した。

201?年?月?日、われらが約束した憲章及びその付属議定書は、下記の通りである。

筆者の構想では、北東アジア共同体機構は、欧州連合（EU）との類似性は問題外であるにしても、その発展が深化するなら、多少ともEUや他の国際組織の発展過程と類似点をもつようになるであろう。

第1章 定義、目的及び原則

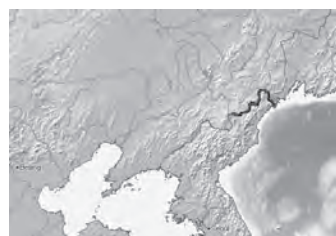
1 地理的範囲

環オホーツク海圏機構憲章（案）によれば、「環オホーツク海圏…とは、オホーツク海、千島列島、カムチャッカ州、コリャック自治州、マガダン州、ハバロフスク地方、サハリン島及び北海道の全域をいう。」「総会は、その他の地域をこの圏に編入することができる。」としている。（第1条）

北東アジア環海圏については、「日本海、日本国、ロシア連邦の沿海地方、ハバロフスク地方、サハリン島、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、さらには中華人民共和国の吉林省をも含むこれらの全域をいうものとする。」「北東アジア環海圏機構の総会は、他の地域をこの環海圏として編入することができる。」との草案を筆者は提示した。（北環憲章案第1条）

中国は、日本海の沿岸国でない。しかしながら、その理由で同国をはずすなら、それだけ北東アジア環海圏機構に活気がなくなるので、日本海に近い吉林賞を圏内に入れた。

中国は、この吉林省から豆満江（とまんこう）という国際河川をとおって、かろうじて日本海にたつすることができる。（右上の地図）



豆満江の流路

延長	521 km
流域面積	41,200 km ²
水源	白頭山(中国・北朝鮮国境)
河口(合流先)	日本海
流域	中国、北朝鮮、ロシア

Wikipedia より

北東アジア「北東アジアとは、原則として、日本海、日本国、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、中華人民共和国、モンゴル人民共和国とロシア連邦のアジア部（以下、圏ともいう）をいうものとする。」「北東アジア共同体機構の総会は、他の地域を北東アジアに編入することができる。」との草案を筆者は提示した。（北ア憲章案第1条）

ここでは、北東アジアとの用語の一般的な意味から、ロシアについては、同国のウラル山脈から東のアジア部を北アジアとみている。他の諸国は、その全域が「北東アジア」の地理的範囲にふくめられている。これでよいかは、総会が判断できよう。

ただし、環オホーツク海圏も、環日本海圏も、東アジア、北東アジアにしても、これらの地理的範囲は、それぞれ一定した概念をもたず、団体によってさまざま考えられている。

2 目的

環オホーツク海圏機構、北東アジア環海圏機構、それに北東アジア共同体機構、この3の機構に共通する目的は、平和、軍縮、友好、協力、経済、生活水準の向上などである。もちろん、「多様性のなかの秩序」（前文）の達成は、この地域で大きな意義をもっており、このようなことは、ここの共通地域の発展のためには、関係国の首脳、国際的な感覚のある政治家や関係者が、こんご率先して提唱すべきことがらであろう。

環オホーツク海圏機構の主要目的は、筆者は当初つぎのようなものとして提示した。

- a. 圏を軍備拡張でなく、より平和な友好及び協力の場とする。
- b. 圏内の経済、教育、文化及び他の分野の水準を高める。
- c. 圏内外の諸関係を調整し、提案を決定する先導者となる。（環オ議定書案第21条）

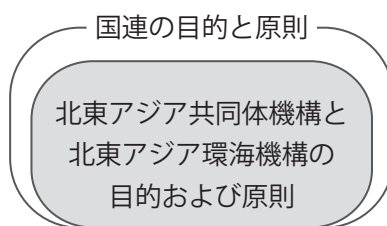
運よく、オホーツク海は、あまり軍事的な怒涛にさらされることがない。いまそこで平和地帯を樹立するチャンスである。わが国も、ロシアも、むしろ軍縮にむかってすすむ余地が残っている。

北東アジア環海圏機構の主要目的は、つぎのようなものとして提示する。金子私案によれば：

- 1 加盟国の平和及び安全の維持に寄与すること。そのために、圏内における平和に対する脅威の防止及び除去について探究し、関係加盟国、団体及び個人に提案すること。
- 2 法治国際社会の樹立及び紛争の平和的解決に寄与すること。そのために、平和的手段によって紛争を解決するように、関係加盟国、団体及び個人に提案すること。
- 3 軍備縮小及び軍事費削減に寄与すること。そのために、軍備縮小及び軍事費削減の方策を探究し、これらに関して、加盟国、団体及び個人に提案すること。
- 4 人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく友好関係の促進に寄与すること。そのため、適切な措置及び催事を関係加盟国、団体及び個人に提案すること。
- 5 圏内の経済及び生活水準の向上に寄与すること。このために、経済の補完関係、経済社会制度の改善などについて、関係加盟国、団体及び個人に提案すること。
- 6 教育、科学、文化、スポーツ、その他の分野で交流を促進すること。
- 7 以上の共通目的の達成に当たり、会員の行動を調整するための中心となること。

（北環憲章案第2条）

北東アジア共同体機構 この機構の主要目的も、上記の北東アジア環海圏機構のそれと同一である。一字一句たがわない。一般の読者は、このような目的を加盟国が達成できるだろうかと、いぶかしく思うであろうが、これらの諸目的は、ほとんど国際連合の、またはそのシステムの目的や目標の範囲内にあり、したがって、国連憲章上の「義務を誠実に履行しなければならない」（国連憲章第2条第2項）というからには、北東アジア環海圏と北東アジア共同体の憲章の上記のような諸目的の設定には、なんら奇妙なところがない。それどころか、むしろ荒海の雲間から一条の陽光をかいまみる思いであろう。国際連合加盟国は、日本国、ロシア連邦、中華人民共和国、モンゴル人民共和国だけではなく、朝鮮民主主義人民共和国もそうであって、草案によれば、これら5か国は国際連合憲章の精神、原則、規則をこの北東アジア環海機構と北東アジアでも具現することが求められているのである。



概念図

3 原則

これら上記3つの機構は、この機構、加盟国、他の会員が、前述した目的を達成するにあたっては、つぎの原則にしたがい行動しなければならないとしている。（各憲章第3条）

- 1 この機構は、そのすべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。
- 2 すべての会員は、この憲章上の義務を誠実に履行しなければならない。
- 3 すべての会員は、その国際紛争を平和的手段によって解決しなければならない。
- 4 すべての加盟国は、その国際関係においては、武力による威嚇又は武力の行使をいかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも慎まなければならない。
- 5 この機構は、加盟国の国内管轄権内にある事項に干渉してならない。

これらの原則も、国連憲章の諸原則と内容は同一であるので、日本海周辺諸国とモンゴルは、これに同意できるであろう。国連の目的と原則は、総論的に全地球的で適用されたとすれば、これらの憲章は、いわば各論的に両地域でも適用され、その地域でも遵守が求められる。これだけでも、きわめて意義深いことである。

第2章 会員の加入及び除名

4 加入

機構の包括的性格 北東アジア共同体機構、北東アジア環海圏機構、環オホーツク海圏機構、これら3つの機構の会員制度は、開放的かつ包括的である。その会員には、国家だけでなく自治体や個人もなることが可能である。

環オホーツク海圏機構 この機構の会員は、その発展の諸段階では、限定的かつ固定的なもとし、それは「a. 日本国及びロシア連邦」「b. 北海道及びサハリン州」「c. 日本国、ロシア連邦、北海道及びサハリン州が各種理事会に各1名を指名する公務員又は民間人」「d. 理事会及び委員会の成員」として閉鎖的に提示した（環オ議定書案第22条）が、その後つぎのように変更し、最初から開放的かつ大衆的な性格を宿すように大転換した。

3つの機構の各憲章（案）は、下記のようになっている：

- 1 会員の地位は、国家《日本国とロシア連邦》、自治体、北東アジア環海圏連帯議員〔北東アジア共同体連帯議員〕《環オホーツク海圏連帯議員》（以下、連帯議員）、前2者により指名される公務員と個人（法人をふくむ）に開放されている。
- 2 加盟自治体、連帯議員及び個人は、それぞれ各国家から同数の代表者を有する。

（3機構の各憲章案第4条）

このように、国家と自治体を第一義的にしたのは、それらが会員になりやすくするためである。しかし、国家も自治体も会員にならない場合が、とくに初段階で想定されるので、つぎのような準会員の制度を考案した。

5 準会員制度

「北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》それ自体の共通の利益を重視する法人及び個人のために、準会員の制度を創設する。前条が定める正会員の不足は、準会員によって補充できる。準会員になるためには、国籍の異なる3名以上の市民の推薦を必要《相手国の市民2名から推薦を受けるもの》とする。」（3機構の憲章案第5条）

各3機構の主要機関として、会長と総会のほかに、15の理事会、北東アジア環海圏裁判所〔北東アジア共同体裁判所〕《環オホーツク海圏裁判所》および事務局が明記されている。これらのなかで、その成員に国家代表がなっていないものは、連帯議員理事会、友好関係理事会、商業企業家理事会、教育科学文化理事会、観光ホテル理事会、スポーツ理事会、青年理事会などである。したがって、3機構の憲章に国家が署名しなくとも、これらの理事会は機能する余地をもっている。

筆者の予感では、第1に、これら3つの機構に、関係国は好きこのんで入会しようとはしないように思われる。市民、国民側からすれば、また法の支配という観点からみても、かなり関係国側に譲歩しているのであるが、それであっても国家は、よくいえば自由に、悪く言えば自由勝手に行動したいからである。諸国家は自由勝手に、恣意的に、独善的に、他国の合法的利益を無視して行動してよいはずはない。それゆえ、準会員は機構の関係国に適時この機構に参加するように要望するということになる。

第2の予想は、これら3機構の創建にたいして、それほどの抵抗感を関係国の自治体はもたないのではなかろうか、いうことである。「北東アジア地域自治体連合」(NEAR: The Association of North East Asia Regional Government)は(注2)、成立当初は日中韓口の4か国29自治体であったが、そのご98年にモンゴル、2002年に朝鮮民主主義人民共和国、さらに2006年には多くの自治体に参加し、6か国60余の自治体に拡大した。(下の表)これらの自治体は、多少とも北東アジアの組織化に関心を持ち続けるであろう。

表3 NEARの地理的拡大一覧

年・総会	日本	中国	韓国	ロシア	モンゴル	北朝鮮	計	累計
第1回総会 (96年)	青森県、新潟県、 富山県、石川県、 福井県、京都府、 兵庫県、鳥取県、 島根県	黒龍江省、 山東省、河 南省	京畿道、江原 道、忠清北道、 忠清南道、全 羅北道、全羅 南道、慶尚北 道、慶尚南道、 済州道	ブリヤート共和国、 サハ共和国、ハバロ フスク地方、アムー ル州、イルクーツク 州、カムチャツカ州、 サハリン州、チタ州			29	29
第2回総会 (98年)	山形県			沿海地方	中央県		3	32
第3回総会 (00年)		寧夏回族自治 区	釜山広域市				3	35
第4回総会 (02年)				ウスチオルダ・プリ ヤート自治管区	セレンゲ県	咸鏡北道、羅 津先鋒市	4	39
第5回総会 (04年)							0	39
第6回総会 (06年)		湖北省、湖 南省	大邱広域市	クラスノヤルスク地 方、トムスク州、トゥ ヴァ共和国、アルタ イ地方	ウランバートル市を含む 20自治体(注 1)		26	65
参加自治体(A)	10	6	11	14	22	2	65	
全自治体(B)	47	32	16	24(注2)	22	14	155	
加入率(A/B)	21.3%	18.8%	68.8%	58.3%	100.0%	14.3%	41.9%	

中山賢司、「北東アジア広域自治体越境協力の展開」
『北東アジア地域研究』第14号、2008年、北東アジア地域研究編集委員会、60頁より。

第3章 機関及び決定

6 主要機関

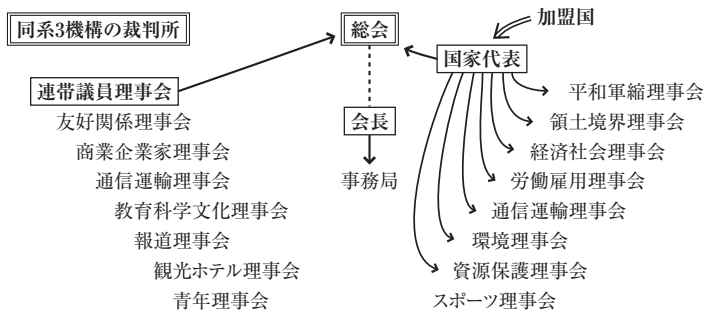
同系3機構（北東アジア共同体機構, 北東アジア環海圏機構, 環オホーツク海圏機構）の各憲章（案）は、下記のように定めている：

機構の主要機関として、会長、総会、連帯議員理事会、平和軍縮理事会、友好関係理事会、領土境界理事会、経済社会理事会、商業企業家理事会、労働雇用理事会、通信運輸理事会、環境理事会、資源保護理事会、教育科学文化理事会、報道理事会、観光ホテル理事会、スポーツ理事会、青年理事会、その他の理事会、北東アジア環海圏裁判所〔北東アジア共同体裁判所〕《環オホーツク海圏裁判所》及び事務局を設ける。（3機構憲章案第6条）

これらの理事会は、いずれも重要な役割を演ずることができる。連帯議員理事会は、読んで字のごとく、関係国の諸国民の連帯を促進するような性格をおびており、平和軍縮理事会や友好関係理事会は、その関係領域で大きな役割を演ずることはない。領土境界理事会は、調停的な役割を演ずることはできるが、領土と境界の画定について法的判断をすることはできない。それは、北東アジア環海圏裁判所、北東アジア共同体裁判所、または環オホーツク海圏裁判所ができる。

理事会の性格と任務にしがって、上記の理事会の成員は異なっており、なかには国家代表が参加していない主要機関もある。これは、国家が3機構に参加しなくとも、これらの機構が自治体や個人の先導性により誕生できる可能性を切り開こうとしたためである。

同系3機構の構図



左側の理事会、青年理事会、スポーツ理事会は、国家代表なしに機能しうる。

7 決定

同系3機構、その成員の意志表示は、「インターネット、テレビジョン、e-メール、ファックス等の手段でも〔日常的に〕行うことができる。」(各憲章案第7条) 現代的通信手段を駆使して、総会や他の機関は審議できるのである。これは、経費の節減と正確性に役立つであろう。

環オホーツク海圏機構 「機構及び理事会の決議は、日ロ両政府の各代表者の賛成票を含み、北海道知事及びサハリン州知事のうち3者以上の同意を得て、圏機構の決定として施行される。」(環オ議定書案第23条) これは、日ロ両国のいずれかが賛成しなければ、主要機関が決定できない。いわば、日ロ両国は、機構の決定について、拒否権を有している。この制度を提示したのは、まずは両国の機構参加をうながすためであったが、別の方式として、今回は日ロ平和条約から独立の、つぎのようなものを提示する。

同系3機構の決定方式 「総会以外の主要機関及び他の補助機関の決定は、別段の定めがないかぎり、出席した会員の過半数の賛成をもって決定する。主要機関の満場一致による決定は、会長の承認があれば、総会の審議なしに会員に送付又は公知することができる。」(各憲章案第7条)

この3機構では、加盟国は拒否権を有していない。この点は、後述するように、1加盟国は1票ではなく、100票の投票権を有することによって、国家が入会しやすいような制度を考案した。ただし、重要事項について、加盟国は拒否権を有している。(197頁)

8 票数

同系3機構の各憲章によれば、会員の種類によって投票数は異なっている：

第8条(票数) 1 加盟国《日ロ両国家》、加盟自治体、連帯議員、及び前2者により指名される個人(法人をふくむ)は、別段の定めがない限り、下記のような票数を有する。

- a. 100票を有するのは、各加盟国。
- b. 10票を有するのは、連帯議員及び加盟自治体。
- c. 1票を有するのは、加盟国と自治体が指名する公務員及び個人。

2 国別投票数における不均衡は、加盟国の投票で補充できるものとする。

(各憲章案第8条)

この第2項の制度は、できるだけ平等原則を適用したいとの考え方にもとづいている。これは、たとえば、友好関係理事会では、A国から自治体代表4名が理事になるにしても、B国では1名のみ理事になる自治体がないとすれば、3自治体分の差（30票）が生ずるので、B加盟国はその分（30票）だけ多くの投票権を有するという仕組みである。

加盟国間の国家平等という観点からみれば、いずれの加盟国もそれぞれ100票を有すると定めることは、一見して合理的であるとみなされるかもしれないが、公正と衡平から判断すれば、それほど簡単に結論づけることはできない。たとえば、何千人かの人口のミニ国家が、いかなる場合でも、10億以上もの人口を有する国家と同一の投票権を有するというのは合理的でないであろう。第2次の修正案を提示するまえに、読者からのご意見をいただければ幸甚である。

ちなみに、ヨーロッパ連合（EU）の議員定数では、たとえばドイツは99名、連合王国は73名、フランス74名、イタリア73名であるのにたいし、エストニア、キプロス、ルクセンブルグ、マルタは6名である。（注3）

9 任期

「原則として、機関の構成員の任期は5年とし、各主要機関の次期の長は、前任者の国籍と異なる会員のなかから選出される。役員は、他の役職を兼任できる。」としており、「次期の長は、前任者の国籍と異なる会員のなかから選出される」との条項で、特定国が機構を支配することがないように配慮した。（各憲章案第9条）

第4章 会長

10 選挙

「会長選挙のさい、すべての会員は会長候補になることができる。」「会長選挙のさい、会員の種類によって、第8条で定められているように、会員はことなる投票数を有する。第1回選挙で、過半数の票をえた候補者がいない場合には、上位2名について決戦投票が行われる。」(同系3機構の各憲章案第10条)

このようにして、首長が選出されることじたい、それが実現するなら、すばらしいことである。なぜなら、一般に会長は自国の利益だけを考慮するということはありえず、多かれ少なかれ加盟国に共通な利益を考慮するだろうからである。これは、連帯議員が所属機構の単一巨大選挙区から選出され、その広範な公益を反映しがちであることに軌を一にする。いずれにしても、ここ未組織で分断かつ異質的な地域に包括的な国際機構が誕生し、そこに同機構の会長が存在すること自体きわめて意義深い。

11 主要任務

「会長の主要任務は、重要人物を接受し、機構を代表すること；第1副会長、副会長、会長補佐、及び細則により、役員を任命すること；事務を関係部署に割当て、その業務を監督すること；条約案、規程案、規則案、細則案、提案、及び他の重要文書の案を作成するよう関係機関に要請すること；機構の事業について、総会に年次報告を行うことである。」「緊急事態の発生のさい、又は複数の紛争の継続中に、会長の発意によって、すみやかに緊急声明を発表するよう主要機関の長に要請できる。」(各憲章案第11条)

緊急声明は、会長自身も発表できるであろう。会長をふくんで、これらの主要機関の長が、その圏内の共通利益を考慮しながら声明をだすことじたいも効果的な機能分担だ。

12 副会長

「第1副会長、副会長及び会長補佐は、異なる国籍の連帯議員の中から任命され、会長から要請があるときのみ会長を補佐するものとする。」としている。(各憲章案第12条)

このように提示したのも、特定国が機構のある機関を支配することがないように配慮したためである。(そのような一般条項については、前述の同系憲章案第9条を参照、194頁)

第5章 総会

13 構成

「総会は、加盟国、加盟自治体、連帯議員及び前2者が指名する公務員と個人（法人をふくむ）によって構成される。」（同系憲章案第13条）このように、同系3機構の総会も、国家と自治体が機構の成員にならないと、全幅で機能しない憂き目にあいかねないので、それらの誕生過程では、やはり上述した準会員制度で補完する必要がある。

14 任務

同系3機構の各憲章（案）によれば、「総会の主要任務には、第2条が定める目的に付随する任務として、とりわけ、次の事項を含むものとする。

- a. この圏内の軍備縮小と積極的平和の道《この圏にかかわる積極的平和の道》を探究し、関係者に提案する。軍備縮小で削減される軍事費は、雇用、福祉、平和産業用に転換される。
- b. この圏に関する国際紛争《この圏に関する国際的性格の公的及び私的紛争》について調停者になる。
- c. 圏内の国際関係の条約草案を作成し《条約素案を検討し》、加盟国及び他の会員に提示する。
- d. 圏内の同一分野の交流を組織的かつ効率的に促進する。
- e. 各理事会、他の機関から報告を受け、これを審議する。
- f. 機構の予算を審議し決定する。
- g. 北東アジア環海圏機構〔北東アジア共同体機構〕《オホーツク海機構》が、より組織化された機構として深化する過程を探究する。」（各憲章案第14条）

とくにa～dの項目が、重要である。このような重要な事項について、日本海周辺諸国が組織的に審議できることじたい、次段階の発展にむすびついているのである。

15 決定および重要問題

「1 手続事項及び機構による調停以外は、総会の決定は、加盟国の賛成投票をふくみ、過半数の賛成をもって採択される。ただし、重要問題に関する総会の決定は、加盟国の賛成投票をふくみ、出席し且つ投票する会員の3分の2の多数票によって行われる。

2 重要問題に含まれるのは、新加盟国の機構への加入承認と除名《機構からの除名》；理事会の成員と事務局長の選挙；圏内の国際関係の条約草案《素案》の作成及び加盟国への提示；総会が調停者となる決定；平和軍縮理事会の決定の再審議；予算の問題及び決算の承認；憲章の改正；総会が追加する他の事項である。」

「加盟国の賛成投票をふくみ」との文言でわかるように、ここでも加盟国は拒否権を有しているが、手続事項と調停については、それをもっていない。総会が調停の役割を演じようとするときに、拒否権の行使で調停ができないとすれば、それは総会の醍醐味をそぐことになる。それゆえ、総会の黄金である調停の役割のほうは輝いていなければならないのである。

国連安保理で、常任理事国は拒否権をもっている。そのために、そこで拒否権の行使またはその濫用によって紛争が激化したり、他国の拒否権行使を恐れる大国は国連の承認なしに武力を行使する場合もある。拒否権は、肯定的というより、むしろ否定的要素をおびているように見える。それにもかかわらず、同系3機構でも拒否権制度の導入を提示したのは、機構に国家が加盟することを容易にするためである。

16 提案

「総会は、この憲章の範囲内にある問題、機関の権限及び任務に関する事項を討議し、このような問題又は事項につき、会員若しくは機構の機関又はこの両者に提案することができる。」としており、原則として、「決定」でも「勧告」でもなく、それより拘束性の少ない「提案」とした。

そのように提示したのは、やはり国家がこれら機構への参加にたいする抵抗感を少なくするためであるが、勧告も決定もできるようにしたいのであれば、それも考慮する余地があるかもしれない。他方において、機構への国家の参加はきわめて有効かつ有意義であるので、そのように入会しやすいような状況を考案することも重要である。

17 平和問題

「総会は、北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》の平和及び安全の維持についての協力の一般原則を、軍備縮小と軍備規制を律する原則も含めて審議し、このような原則に関し加盟国、団体及び個人に提案することができる。

- 2 総会は、北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》の平和及び安全を危うくする恐れのある事態について、平和軍縮理事会の注意をうながすことができる。
- 3 平和軍縮理事会が、憲章によって与えられた任務を圏内の国際紛争又は事態について遂行しているあいだ、総会は、平和軍縮理事会が要請しない限り、この紛争又は事態に関し、いかなる提案もしてならない。」

これは、国連総会と安全保障理事会の関係と似ており（国連憲章第12条）、意志形成の複雑化をさけている。

18 議長

「議長は、総会により、連帯議員の中から選出されるものとする。」「議長の主要任務は、総会の議長となり、この総会を代表し、重要人物を接受し、諸国の首脳または関係者と対話を行うことである。」「圏の重大な対外又は対内の国際関係について、議長声明を発表することができる。」（同系3機構の憲章案第18条）

会長は、もろもろの過重な業務があらわれる。そのようなとき、総会議長またはある状況の対応に適切な理事長が緊急声明案を発表することは、会長の過重負担を軽減する。

第6章 連帯議員理事会

第1節 選挙

19 目的及び圏単一大選挙区

環オホーツク海圏機構 国益というよりは、地域全体の利益を重視する連帯議員制度は、きわめてユニークであるだけでなく、かなり重要な役割を演ずることができるであろう。環オホーツク海圏機構の憲章案の作成過程で、連帯議員制度を起草する余裕が筆者になかったが、今回の案では、つぎのような北東アジア環海圏機構と北東アジア共同体機構と同様の条文を提示したい。

北東アジア環海圏機構と北東アジア共同体機構 この両機構憲章案の起草過程で、連帯議員制度を具現化した。「この機構が、国益だけでなく、圏それ自体の公的な利益も代表することができるようにするため、連帯議員の選挙について初段階では、北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》の単一大選挙区制度を採用する。」「この機構成立の10年後、中選挙区制と小選挙区制をも検討することができる。ただし、いずれの制度にも国際的な要素が導入されていなければならない。」(同系憲章案第19条)

読者は、すぐここで連帯議員の国際性を感知できるであろう。一国家を一選挙区にすると、どうしても自国の国益を重視しがちな議員が選出される可能性があるので、そのような傾向をさけるため、このような単一大選挙区制度を提唱した。

20 選挙人

「機構の初段階で、選挙人は各加盟国から100名の国会議員とする。この選挙人は、加盟国内の各政党別及び無所属の議員数の比例に基づいて配分される。」(同系憲章案第19条)

これも、国家主権の平等の原則(同系憲章案第3条, 189頁)を考慮したものであるが、選挙人と後述の被選挙人にしても、どのように加盟国の人口などを考慮すべきかは、次回の私案を提示するまえに、読者のご意見をおききできれば幸いである。

21 被選挙人

同系3機構の憲章案によれば、「各加盟国から30《25》名の連帯議員が選出される。立候補者には、圏内5か国の23歳以上の市民になることができる。ただし、青年部に配属されることを希望する候補者には、20歳以上の市民になることができる。」
「連帯議員の立候補は、次の要件を満たしていなければならない。

- a. 自国民5《3》名、他の2加盟国の国民の中から各1名以上の推薦があること。
- b. 立候補者による意志と政見を事前に表明していること。
- c. 機構のホームページで、可能な限り、圏内選挙人からの質問に回答すること。」

(同系3憲章案第21条)

22 当選

「選挙は加盟国で同時に行われ、獲得投票数の多い上位30《25》名が各加盟国から選出される。自己の任務を果たさない連帯議員は、それを除名することができる。」(同系3憲章案第21条)

このような選挙は、インターネットや他の現代的な技術を駆使しておこなうことができるであろう。(F35戦闘機分の価格で、らくらくこのような選挙はできるかもしれない。ともあれ、技術は、戦争のためでなく、平和的な分野で駆使されてこそ、光沢ある本来の役割を演ずることができる。)

第2節 連帯議員理事会の構成及び任務

23 構成

「連帯議員理事会は、それぞれ加盟国から、連帯議員6名と民間人4名で構成される。」
(同系3憲章案第23条)

選出された連帯議員が、すべて連帯理事会の成員になる、というのではない。ある連帯議員は、他の理事会の成員になるという場合もある。

同系3機構のなかで、環オホーツク海圏機構のほうだけが日口両国が当事国になるうるから、理事会が満席になっても20名である。

24 任務

「理事会は、圏全体の共通利益を代表する性格が強いことをかんがみて、とりわけ、下記の主要任務を有する。

- a. 圏全体の共通利益を探究し、その結果について総会に報告又は提案する。
- b. 圏内の国際問題に関し、総会がその意志を決定できない場合、連帯議員理事会が、その4分の3以上の多数決で、総会での再審議を要請できるものとする。ただし、圏内の平和及び安全の維持に関する手続は、平和軍縮理事会のものによらなければならない。
- c. 総会の再審議で決定できない場合、理事会の4分の3以上の多数決で決定できる。
- d. 圏内外の議員間の交流及び相互理解、並びに圏内外のNGOとの交流を促進する。
- e. 機構が中長期的に、より良く組織化され、それにともない北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》がいつそうダイナミックに発展する構想を探究し、それを総会に報告する。」(各憲章案第24条)

大きな意義 このような任務を有する連帯議員理事会は、機構の活動のすべての分野で、きわめて大きな役割を演ずることができよう。国際連合は、国家代表からなる国際機関であり、国益擁護を中心に利害関係が調整されるとすれば、連帯議員は地域全体を巨大選挙区とする制度をとおして選出されるので、いきおい連帯議員のなかには国益より、全体の利益を重視する者が比較のおおいということになろう。圧倒的多数の連帯議員が、むしろそのような志向をもつようになるとしても、それは個別的な国益とそれを包摂する全地域体的かつ総体的な利益とのバランス維持にも役立つであろう。

25 理事長

「理事長は再選されず、次回選挙では前理事長の国籍と異なる会員が理事候補となることができる。副理事長は、理事長と同一の国籍であってはならない。」(同系憲章案第25条)

これも、特定国家または特定の者による影響力を防止するためである。

第7章 平和軍縮理事会

平和軍縮は、軍事費削減分を雇用、福祉、平和産業用に転換するためにも必要である。

北方領土（南千島）周辺は非核平和地帯化されなければならない。その意志さえあれば、それを現段階では用意にできる。それを見こして、筆者はその日ロ平和友好協力条約案で、「日本領となる島、国後島、択捉島及び別表の地域に核兵器の施設を含む軍事上の工作物を築造してはならない。」（第11条）と提示した。知床半島やウルップ島も、非軍事化地帯になったほうがはるかによい。筆者は、日ロ平和友好協力条約の付属書（案）（第5章）でも、つぎのような平和地帯化にかんする諸条項を具体的に提示した。

第20条（目的） 日本国及びロシア連邦は、世界平和の樹立に寄与するため、4島及び別表の地域を非核平和地帯として宣言する。



島に残る日本人墓地
出所：内閣府のHP

第21条（禁止事項）

- 1 日本国及びロシア連邦は、この地帯に軍事施設及び軍人を配置せず、また武器を生産してならない。
- 2 日本国及びロシア連邦は、この平和地帯で今後いかなる時でも軍事演習を行わないものとする。
- 3 4島住民は、日本国及びロシア連邦の兵役から免除される。

日本国は、自治区の島民を自衛隊員として採用してならない。

第22条（非軍事地帯）

- 1 日本国及びロシア連邦は、4島が前条の定める非核平和地帯に留まっている限り、その地帯内で及び同地帯に対し、いかなる時いかなる軍事的行動をもとらないことを厳粛に約束する。
- 2 日ロ両国は、世界のすべての国家もこのような4島の非核平和地帯の地位を尊重し、いかなる時いかなる軍事的行動を4島に対してとらないよう共同して要請する。

第23条（積極的平和） 争いの島から平和な島に一変した自治区は、国際連合と協力して、積極的平和の模範となり、その発進基地とらなければならない。

第24条（平和教育及び催事） 積極的平和を促進するため、自治区は下記のような任務を有する。

- a. 係争地が平和地帯になる意義を含めての平和教育の促進。
- b. とくにアジア諸国への平和地帯化に関する情報提供。
- c. 諸民族間及び諸国間の平和に関するさまざまな催事の促進。



ベトロパブロフスク・カムチャツキー港

オホーツク海の平和地帯化 このような起草は、つぎにオホーツク海の平和地帯化の道程とむすびづくにいたった。すなわち、環オ議定書で、だいたい同じような形で、オホーツク海をも非核平和地帯とするという諸条項を提示した。そこでは、新たな諸規則もつけ加えた。たとえば、「日本国、ロシア連邦及び他の関係者が、非核平和地帯に関する規則を遵守しているかを調査規程に従って調査する。」「この規則に反する恐れのある事実に関して、理事会で判断できないときに、その問題を『平和的解決機構に関する議定書』で定められている日ロ事実調査委員会に付託できる。」（環オ議定書案第57条）

さらに、国家が慎むべきは、「軍事基地の新設、圏内の対GNP軍事費率と軍事要員の増加」「ミサイル兵器の相手締約国内の目的を標的とするセット」（同第58条）などと規定されている。ペトロパブロフスク・カムチャツキーの軍事基地は、ロシア原潜の拠点であるが、それは太平洋側にある。（211頁）

第1節 構成及び任務

26 構成

北方領土の非核平和地帯が、どのように確保され、維持・管理されるかの明文はない。係争諸島のなかで、日本に帰属する島は、そこを自治区にするという制度を筆者は提示している。その条約私案と議定書案にしたがえば、日ロ両国のほか、ロシア人自治区も多かれ少なかれ北方領土の非核平和地帯の維持と管理にかかわってくるであろう。

オホーツク海を平和地帯にするために、「オホーツク海非核平和地帯理事会…を設ける。」「理事会は、それぞれ日ロ双方からの政府及び民間の4名、計8名で構成される。」との条項を筆者は2010年に提示した（環オ議定書案第25条）が、「北特法」に反発したロシア側の軍拡傾向により、「非核」には灰色の雲がたれこめてきた。日本側も、ロシアの「不法占拠」を過度に強弁せず、ロシア側も日本の北方方面で軍拡せず、両国関係の改善に努力する必要がある。

同系3機構の憲章案によれば、「平和軍縮理事会は、それぞれ加盟国から、国家代表1名、連帯議員2〔3〕、計3〔4〕名で構成される。」（同系3憲章案第26条）成員が少ないのは、できるだけ迅速な行動を理事会がとれるようにしたためである。

27 平和軍縮理事会の主要任務

同系3機構の憲章案によれば、「理事会は、主に加盟国間の平和及び安全の維持を確保するために、下記の主要任務を有する。

- 1 この機構による提案又は調停等の迅速な平和的行動を確保するために、会員は北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》の平和及び安全の維持に関する主要な責任を、この機構内では、平和軍縮理事会に負わせるものとし、かつ、理事会がこの責任に基づく義務を果すさい、会員に代わって行動することに同意する。
- 2 人的及び経済的資源の軍備転用を最少にし、雇用、福祉、平和産業を増進し、北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》の平和及び安全の維持を促進する目的で、軍備規制の方式、信頼措置の促進及びそのための全方位的軍事交流の計画を作成しなければならない。
- 3 第28条で定められている平和地帯に関する規則の遵守を調査規程に従って調査することを確保する。
- 4 平和地帯の規則に反する疑いのある事実に関して、理事会で判断できない場合は、その問題を付属議定書で定められている事実調査委員会に付託することができる。
- 5 積極的平和を促進するため、次の平和教育及び催事を実施する。
 - a. 対立的かつ分断的な地域が組織的な平和地帯になる意義の教育の促進。
 - b. とくにアジア諸国への平和地帯化に関する情報提供。
 - c. 諸民族間及び諸国間の平和に関するさまざまな催事の促進。
- 6 北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》の平和地帯に関する年次報告を作成する。」(同系憲章案第27条) 上述の義務は、だいたい国連システムの範囲内にあり、調査規程にしても、それを厳格なものとしなない場合に、加盟国は査察をうけいれるように思われる。

28 平和地帯

同系3機構の憲章案の第28条は、加盟国の義務として、下記のように定めている。

- 1 対立的な北東アジア環海圏〔北東アジア〕《環オホーツク海圏》を一変し、それを平和地帯とする。
- 2 加盟国は、次のような行動をこの平和地帯で慎まなければならない。

- a. 圏内の加盟国にたいする先制攻撃、及びそれがありうるとの言明又は示唆。
 - b. ミサイル兵器の相手締約国内の目的を標的とするセット。
 - c. 無防備宣言自治体にたいする軍事行動。
 - d. 加盟国が合意に達した場合に、軍事基地の新設、対 GNP 軍事費率及び軍事要員の増加、別表と地図が示す海域での軍事演習。但し、潜水艦を含む艦船及び軍人のたんなる通過は妨げられない。
- 3 加盟国は、ホットラインを設置し、軍人の相互的な親善訪問を促進し、それ以外の諸問題でも、加盟国は、北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》を平和にするよう努力しなければならない。(同系憲章案第 27 条)

北東アジア環海圏、北東アジア共同体、環オホーツク海圏において、一挙に軍縮し軍備を撤廃することは不可能であり、やはり段階的な軍備縮小、そして最終的には撤廃ということを想定しなければならない。上記の措置は、国家軍備の全面完全撤廃からほど遠い段階にはあるが、それにしても、いちおう上記の規制をうけ義務をおうような加盟国の領域を「平和地帯」とした。現段階の状況をみるなら、上記の制度を定める憲章が調印されるだけでも相当な進歩である。

29 加入の例外規定

相当な進歩であるとしても、このような軍事面で、加盟国を多少とも拘束する憲章に関係国が調印するかとの疑問がなきにしもあらずであるが、しかし、ここで何人にも注目していただきたいのは、1968 年に調印された核兵器不拡散条約の第 6 条であり、これは「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」と定めていることである。

この核不拡散条約は、核兵器保有が認められた英米仏口中 5 か国をふくみ、190 という圧倒的多数の諸国が締約国になっているものであり、日本、中国、ロシア、韓国、モンゴルだけでなく、朝鮮民主主義人民共和国も加盟国である。これらの 190 か国のむかうべき目標は「全面的かつ完全な軍備縮小」、そして平和であり、軍拡ではない。

それにしても、両機構の憲章案の上記条項に難色を示す国家がありうるかもしれないことを考慮し、国家が加入しやすくするため、加入のさいの例外規定を提示した。すなわち、「総会は、非加盟国及び非加盟自治体の加入にあたっては、その 3 分の 2 の票の多数決により、前条第 2 項の加盟国の義務を部分的に免除できる。」(同系憲章案案第 29 条)

30 条 上訴

機構の「平和軍縮理事会の重要事項に関する決定に不満な者は、同理事会の3分の1の票数の同意をえて、総会に上訴することができる。」(同系機構の憲章案第30条)

第2節 紛争の平和的解決

国際連合憲章によれば、「いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする虞のあるものについては、その当事者は、まず第1に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。」(第33条)としている。「地域的機関」は、たとえば、環オホーツク海圏機構、北東アジア環海圏機構、北東アジア共同体機構などである。

日口間 筆者が起草した平和的解決機構に関する議定書(注4)は、日口平和友好協力条約の構成部分の文書として提示したが、条約から同議定書を切りはなし、それに必要な変更を加えて、できるだけ早期に紛争解決協定を締結することも一選択肢となりえよう。

31 平和的解決の義務

同系3機構の憲章案によれば、「加盟国は、いかなる紛争でも、その継続が北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク圏》の平和、安全及び友好関係の維持を危うくする恐れのあるものについては、早期に平和的手段による解決を求めなければならない。」(第31条)これは、上記の国連憲章とかなり似ている。同系3機構においては、「早期に」解決を求めなければならないとされている。

32 平和的手段

「紛争当事者は、まず第1に、交渉により紛争を解決するよう努力しなければならない。紛争発生から10年以内に交渉で紛争を解決できなければ、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、その他当事者がえらぶ平和的手段をも利用する解決方法も考慮に入れるものとする。」「領土境界紛争の解決手続は、第9章が優先的に適用されるものとする。」(同系3機構の各憲章案第32条)。「第9章」というのは、後述の「領土境界理事会」のこと。212-213頁)

33 提案

「平和軍縮理事会は、必要と認めるときは、紛争当事者に対して、その紛争を前条の手段によって解決するよう提案できる。」(同第33条)

ここでも、「勧告」や「決定」でなく、「提案」としたのは、加盟国が機構により拘束される抵抗感を少なくし、まずは国家が機構に加盟しやすい状況をつくるためであったが、機構の中長期的な発展過程においては、もちろん、「勧告」とか「決定」の方式を導入することが望ましい。

34 調査と調停

「理事会は、いかなる紛争及び事態についても調査し、調停者となり活動でき、そのような調査又は調停者の役割を国際連合に要請することができる。紛争当事者は、そのような調停活動を非友好的なものともみなさないことを約束する。」(同第34条)

この条項は、きわめて重要である。とくに重大な紛争については、国連に要請する方法が有効であろう。同系3機構の平和軍縮理事会においては、およそ加盟国は拒否権を有していないことも注目にあたいる。

35 国際裁判

紛争解決は、もちろん、司法的分野でも不完全ながら制度化されている。

「圏内の国際的性格の法律的紛争で、その紛争が発生してから50年以内に解決できないものは、紛争当事者により、原則として、北東アジア環海圏裁判所〔北東アジア共同体裁判所〕《環オホーツク海圏裁判所》又は国際司法裁判所、又は当事者が設置する裁判所に付託されなければならない。」(同第35条)

法治社会において、調停で解決できない場合に、裁判での解決はごく自然な経路である。領土境界紛争は、べつに領土境界理事会にかんする第9章と機構の裁判所規程(241-244頁)で定められている。

第8章 友好関係理事会

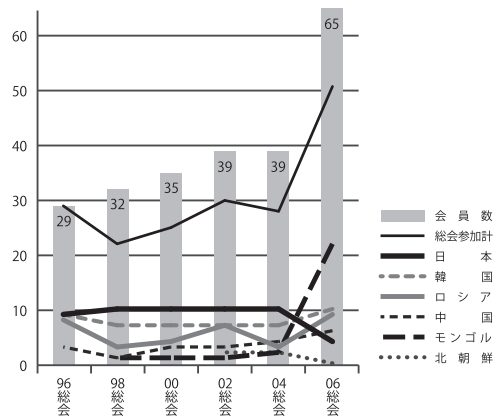
この友好関係理事会は、国家以外の友好自治体や民間友好団体の活動などに関係する。国家間協調が遅れる北東アジア環海圏、北東アジアであっても、地方自治体の国際的協力が注目されてきた。1993年10月、鳥根県で開催されたのが「北東アジア地域自治体会議」であり、これには日本、中国、韓国、ロシアの4か国9自治体が参加、96年には「憲章」を採択し、「北東アジア地域自治体連合」(NEAR: The Association of North East Asia Regional Government)が誕生した。そのときは日中韓口の4か国29自治体であったが、そのご98年にモンゴル、2002年に朝鮮民主主義人民共和国、さらに2006年には多くの自治体が参加し、6か国60余の自治体に拡大した。

ここで考慮すべきは、第1に、2002年に朝鮮民主主義人民共和国の自治体、すなわち、滅鏡北道と羅津先鋒市がNEARに参加したことである。全自治体で14ある内2自治体が参加するだけでも14%余であるということ以上に、中長期的には同国は北東アジア環海圏機構または北東アジア共同体機構に関心をもつかもしいことを示唆している。

第2は、北東アジア環海圏機構と北東アジア共同体機構は、どのような諸関係をNEARともつことになるかということである。NEARには、教育・文化交流分科委員会、環境分科委員会、防災分科委員会、経済通商分科委員会、国境地区協力分科委員会、科学技術分科委員会などが設置されている。この諸関係は、圏内の国際生活がもっとも順調に営まれるように、上記の国際組織の協定が定めなければならないであろう。(注5)

わが国の自治体が、どのように北東アジア共同体機構、北東アジア環海圏機構、あるいは環オホーツク海圏機構について考えているものであろうか。2011年4月の地方選挙にさいし実施中のアンケート中間調査によれば、多くの首長、首長候補、道議会議員候補者が、筆者の構想、憲章案に賛成し、「反対」をはるかに上回っている。

北東アジア地域自治体連合の
会員数と総会参加自治体数の推移



出所：中山賢司氏（北東アジア地域研究，2008年，61頁）

環オホーツク海圏機構の理事会

環オ議定書案では、つぎのように、第3条が友好関係理事会の活動を定めている。

第29条（構成）1 機構内に環オホーツク海圏友好関係理事会（以下、理事会）を設ける。

- 2 理事会は、それぞれ日ロ双方からの政府及び民間の4名、計8名で構成される。
- 3 理事会の決定により特別な影響を受けると判断する圏内の姉妹団体は、臨時的に理事会の成員となることができる。

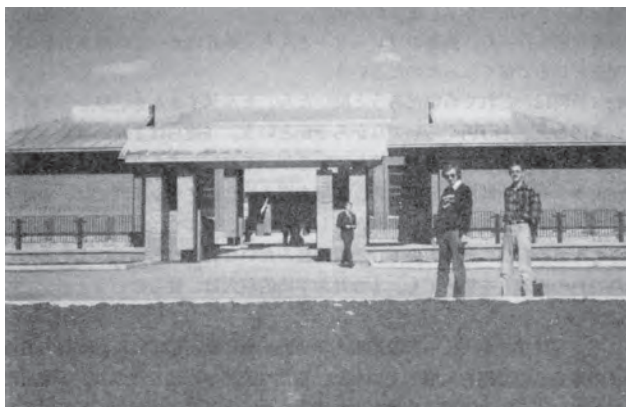
第30条（主要任務） 理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. その自治体間の全般的友好関係を調整し、効率的に促進するセンターとなる。
- b. 非核平和地帯理事会と協議しつつ、これらの自治体が、みずから平和宣言自治体になる決議を採択する道を探究する。
- c. 相手国の言語と文化を学習する課程を姉妹都市内の少なくとも1校で導入する方策を促進する。
- d. インターネット、テレモスト、他の最新の情報手段を駆使し、各姉妹団体間の相互理解を促進する。
- e. 5年毎に友好姉妹団体の長、議員、公務員及び民間の関係者が参加する大会の開催を立案する。
- f. 圏内の友好関係に関する年次報告を作成する。
- g. 第9章の平和友好協力全体会議が指定する他の任務を負う。

第31条（日ロ会館）1 日本政府は、前条の目的で、自らも出資して、日本側及びロシア側の出資比率にかかわらず、ロシア側の姉妹自治体が管理運営できる日ロ会館が、圏内のロシア側姉妹自治体に建設されることを促進する。

2 ロシア側の姉妹自治体が、日本側による会館の管理運営を希望し、日本側自治体が同意したとき、その日本側自治体又はその指定する日本側の団体が、日ロ会館を管理及び運営できる。

このような日ロ会館は、両民族間の相互理解



（外観はほぼ完成したようにみえる北海道シベリア文化センター。周辺は日本庭園になるかも知れない。手前の2人はロシアの棋士のセルゲイさん（左）

と友好を促進するうえで多大の貢献をなすことは疑問の余地がなく、可能ならば、相互的な基礎で行うことが望ましいであろう。

36 友好関係理事会の目的

上記の条項は、日ロ平和条約（案）の付属書に規定されているので、その条約が発効しないと理事会も機能しない。それゆえ、それから独立の機構として、北東アジア環海圏機構と北東アジア共同体機構のようなものを構想した。この同系3両機構については、「友好関係理事会の大きな目的は、主として、圏内の自治体、民間団体、一般人の平和友好関係を促進することである。」（各憲章案第36条）と明示されている。

37 構成

同系3機構の「友好関係理事会は、各加盟国から、自治体代表3〔4〕名、国家公務員1名、民間人1名、計5〔6〕名で構成される。」（各憲章案第37条）

38 主要任務

同系3機構の友好関係理事会の主要任務は、つぎのとおりであるとされている。（各憲章案第38条）

- a. 圏内の友好団体が、さらにその諸関係を強化し、包括的な友好自治体連盟、友好大学連盟、友好民間団体連盟、友好学校連盟、その他の友好団体連盟の結成を促進する。
- b. 圏内の団体で、まだ国際的友好関係を結んでいないものに関し、そのような関係設定が有益であるとみえる場合、そのような連携設定に助力する。
- c. 自治体及び他の友好団体関係の議案を審議し、その結果を総会に提示する。
- d. 北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》で分散的に行うことが可能な平和友好文化祭を立案する。
- e. 友好関係に関する情報を交換するセンターとなり、総会に年次報告を提出する。

39 北東アジア地域自治体連合

第39条（北東アジア地域自治体連合）友好関係理事会は、北東アジア地域自治体連合（NEAR）、その他の自治体連合とも友好関係を維持する。

ロシアアジア部の 日ロ姉妹都市関係

その他の友好自治体としては、たとえば、北海道＝黒龍江省、札幌＝瀋陽、旭川市＝ハルビン市、留萌市＝遼寧省、夕張市＝撫順市、韓国との関係では、旭川市＝水原市、北見市＝晋州市、由利本荘市＝梁山市



友好都市の地図

第9章 領土境界理事会

日ロ間 環オ議定書のなかでは、領土境界理事会またはそれに類する理事会の規定は明示されていない。環オホーク海圏機構が、日ロ平和友好協力条約案の付属議定書の一部で定められると、条約そのものが発効しない場合に機構それじたいも誕生しない。

他方において、わが国も、またロシア連邦も、北東アジア環海圏機構と北東アジア共同体機構の当事国になることができるので、これら機構のいずれかの憲章発効後、日ロ間の領土問題は、この領土境界理事会の手続で、または機構の裁判所でも、解決することができるであろう。もちろん、両国が交渉によって問題を早晩解決できる経路も残っている。

40 原則

同系3機構の各憲章のもとで、領土境界理事会は、デリケートな領土境界問題をもあつかう。同理事会が依拠すべき原則が、つぎのように定められている。

第40条(原則) 1 理事会は、圏内の領土境界紛争に関して、紛争当事者が双方とも等しく満足するような解決方法を探究するよう努力しなければならない。

2 領土境界問題は、国家の尊厳と民族感情に触れるため、国家代表のみならず、その他の会員も、過激な感情的言辞をさしひかえなければならない。

3 係争地の帰属については、紛争発生前の事実を重視し、紛争発生後は係争国の合意を重視するものとする。

4 理事会は、圏内の領土及び境界の画定又は帰属について、法的結論を差し控えなければならない。(各憲章案第40条)

このなかでもっとも重要であるのは、「法的結論を差し控えなければならない」との条項であろう。それは、国際裁判所が、法的判断を下す。(第68条)



北方領土の地図

41 構成

領土境界理事会は、「各加盟国からの国家代表1名、連帯議員2〔3〕名、民間人1〔2〕名で構成される。」「所与の事件について、理事会の承認がある場合には、利害関係者は、投票権なしで理事会において発言できるものとする。」（各憲章案第41条）

42 任務

同系3機構の各憲章案第42条は、理事会に任務について下記のように定めている。

- 1 理事会は、下記の主要任務を有する。
 - a. この圏内の明確な合意のある国境と境界、そうでない地域と海域を調査する。
 - b. 領土境界の紛争当事者の主張、その証拠、その全文又は要約を準備する。
 - c. 総会が要請する場合に、圏内の領土境界関係の条約草案を総会に提示する。
 - d. 特定の領土境界紛争に関し、総会から審議の要請がある場合、それに応ずる。
 - e. 紛争当事者の合意がある場合、その領土境界紛争について調停者になることができる。総会の要請による調停活動は、第43-45条によらなければならない。
- 2 理事会は、下記のような周旋、仲介、狭義の調停を採用できる。
 - a. 周旋者は、紛争の核心にかかわる具体的提案を行わないものとする。
 - b. 仲介者は、周旋のときより多少とも具体的な提案を行なう。
 - c. 調停者は、政策的面だけでなく、法律面を加味して調停案を提示できる。

43 調停委員会の任務

領土境界理事会は、上記の条項からわかるように、調停者の性格をかねそなえており、より具体的に定めているのが、下記の条項である。

第43条（調停委員会の任務） 調停委員会の主要任務は、つぎのとおりである。

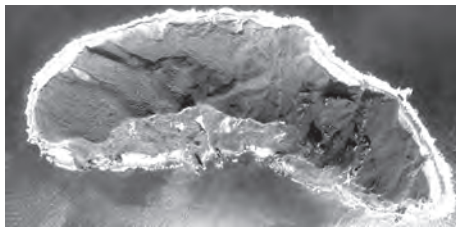
- a. 紛争当事国の主張を併記し、法的事実をできる範囲で明らかにする。
- b. 法的事実に適用される国際法の原則、規則、学説及び判例を明らかにする。但し、これらを調停案に明記することは義務的でない。
- c. 関連要素を考慮した場合に、いくつかの選択肢、及び最善と判断される解決方法を係争当事者に提示する。（同系3憲章案第43条）

44 調停案

調停案について、同系3機構の憲章案は、つぎのように定めている。

- 1 調停案を受諾しない加盟国は、詳しい理由を理事会に提出しなければならない。機構は、そのような行為を非友好的なものとして扱ってはならない。
- 2 この紛争の国際裁判による解決については、第22章のほか、この憲章と一体をなしている裁判所規程が定める。(各憲章案第43条)

日中が争う尖閣の写真



魚釣島 国土交通省 国土画像情報
(カラー空中写真)を元に作成。

日韓の争う竹島



ある領土紛争または境界紛議について、その当事国の一方からみれば、それは解決済みと主張されることがあっても、他方当事国の見解では、それは未解決で、いぜんとして問題が残っていると争う場合がある。そのように、広く紛争をみた場合、わが国にかんする領土紛争は、北方領土、竹島、尖閣諸島の領有権をめぐるものである。そのほか、領域の分断的状态にある南北朝鮮、それに中華人民共和国と台湾との対立も、広義では領土紛争といえるであろう。

この理事会では、その調停活動が注目されるが、しかし、その活動が開始されるのは、「紛争当事者の合意がある場合」であり、やはり紛争国の利益を反映している。そのような案を提示したのは、国家がこれらの機構に参加しやすくするためである。反面、このことは、理事会の調停機能をかなり狭めることになるので、紛争国の合意にかかわらず、理事会が調停案を提示できるとする選択肢も一考するにあたいする。

10章 経済社会理事会

環オホーツク海圏機構の理事会

平和友好協力、環オホーツク海圏及び環日本海圏に関する議定書（略称、環オ議定書案）は、環オホーツク海圏機構の「経済理事会」について、つぎのように定めている。

第32条（構成）1 機構内に環オホーツク海圏経済理事会（以下、理事会）を設ける。

2 理事会は、それぞれ日ロ双方からの政府及び民間の10名、計20名で構成される。

3 理事会の決定により特別な影響を受けると判断する圏内の経済団体は、臨時的にその成員となることができる。圏内外の国家及び経済人は、理事会でオブザーバーになることができる。

札幌大学の学術誌「札幌法学」では、上記のように計20名と発表したのが、できるだけ早く環オホーツク海圏機構を誕生させるためには、理事数はそれほどでなくともよいかもしれない。

第33条（主要任務） 理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 機構の年間、5か年及び長期経済計画を立案し、日本国及びロシア連邦の両政府に同計画を提示する。
- b. 機構独自の年間予算及び決算案を総会に提出する。
- c. 圏の石油、天然ガス、他のエネルギー源の開発、輸送及び販売の全体像を把握し、機構が関係する事項を立案する。
- d. 圏のハイテク移転及びインフラ整備の全体像を把握し、機構が関係する事項を立案する。
- e. 圏の経済発展に資する国際経済大会の組織を立案する。
- f. 圏の経済に関する年次報告を作成する。
- g. 第9章の平和友好協力全体会議が指定する他の任務。

日ロ平和友好協力条約、および付属議定書のなかには「別表」があり、具体的な協力関係はこの別表で予定される。経済理事会はこれにも関与できるであろう。サハリン島でとくに注目すべきは、石油・天然ガスである。



サハリンでの石油開発



石油パイプ（下）

第34条 (条約案) 理事会は、圏内の日ロ経済関係に関し条約案を作成し、民間人とは協定を締結することができる。

第35条 (資産) 1 理事会は、会長の下で機構の資産を管理する。

2 理事会は、本議定書第7節の定める圏会議が認める範囲で、投機を除き、機構又は同経済理事会の名義において、危険を犯さず機構の資産を運用できるものとする。

このような構想は、日ロ平和条約にかかわらない下記の同系3機構の経済社会理事会の基礎となった。

同系3機構に共通な条項案

これら3つの機構の各憲章案は、下記のように、経済社会理事会について定めている。

45 構成

第45条 (構成) 1 理事会は、各加盟国から、国家代表1名、連帯議員1〔2〕名、民間人2〔4〕名、計4〔7〕名で構成される。(〔 〕内は北東アジア共同体機構の場合。)

2 理事会の決定により特別な影響を受けると判断する圏内の経済団体は、臨時的にその成員となることができる。圏内外の国家及び経済人は、理事会でオブザーバーになることができる。(各憲章案第45条)

46 主要任務

同系3機構の経済社会理事会について、その各憲章案の関連条項も同一であるとして、下記のように提示する。

第46条 (主要任務) 1 理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 機構の年間及び中期間の経済社会的計画を立案し、総会に同計画を提示する。
- b. 圏の経済社会に関する報告を作成し、機構の年間予算と決算案を総会に提出する。

- b. 圏の富源開発，輸送及び販売の全体像を把握し，圏の関係する事項を立案する。
- d. 圏のハイテク移転とインフラ整備の全体像を把握し，圏の関する事項を立案する。
- e. 圏内の疾病，経済格差，福祉などの諸問題の解決を促進する。
- f. 経済的社会的発展に資する国際大会の組織を立案する。

- g. 経済的社会的関係に関し条約案を作成し，民間人と協定を締結することができる。

- 2 理事会は，機構の資産を管理する。理事会は，総会が認める範囲で投機を除き，機構又は経済社会理事会の名義で，危険を犯さず資産を運用できるものとする。



英国から返還された後も
発展する香港

これらの経済社会理事会は，環オ議定書上のオホーツク海機構の経済理事会と似た任務を有している。ただ経済のほか，社会的な問題も扱い，「圏の経済社会に関する報告を作成し」，「圏内の疾病，経済格差，福祉などの諸問題の解決を促進する」ことなど追加されている。

ロシア総領事 V. サープリン氏が示唆しているように（182 頁），環オホーツク海圏機構でも，北東アジア環海圏機構または北東アジア共同体機構であっても，その総体のなかで経済的な側面を重視するというのも一選択肢である。欧州連合（EU）の起源とその発展も，経済関係の緊密化の過程をたどっている。

このような発展と統合過程は，「g. 経済的社会的関係に関し条約案を作成し，民間人と協定を締結することができる。」（上記第 46 条）との条項を援用して理事会が探究し，その成果を総会に報告できるであろう。他方，連帯議員理事会は，「e. 機構が中長期的に，より良く組織化され，それにともない北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》がいつそうダイナミックに発展する構想を探究し，それを総会に報告する」ことができる。（各憲章案第 24 条）

経済社会理事会は，会員に提案することはできるが，原則として，機構の他の機関と同じく，会員を拘束するような決定をなすことができない。これも，初段階における国家側への配慮である。このような段階では，いうまでもなく，理事会は TPP（環太平洋経済連携協定）のように，加盟国の経済社会をいちじるしく変革するような決定などできない。しかし，ある加盟国がこれら機構内外の諸国と TPP や FTA（自由貿易協定）などにより連携を強化したい場合に，それを機構がさまたげてならないだろう。

第11章 商業企業家理事会

47 構成

同系3機構の各憲章によれば、「商業企業家理事会は、各加盟国から、国家公務員1名、民間人5〔9〕名で構成される。理事会は、そのもとに商業企業家連合を組織する。」（各憲章案第47条）

ここでも国家代表は、同理事会の成員になっていない。このような制度を提示したのは、この機構の憲章に国家が署名せずとも、民間の片肺飛行でも飛べる制度にしようと考えたからである。（192頁）

商業企業家連合 この連合の構成については、第21章の青年理事会下の青年部と似ている。多くの商人または企業家が、これらの同系3機構の会員になった場合に、これらの会員は、自動的に商業企業家連合の傘下にはいり、つぎにのべる理事会の任務と密接な関係があるように組織することがよいであろう。

48 任務

同系3機構の商業企業家理事会の主要任務は、以下のとおりであるとされている。

- a. より良い平和な北東アジア環海圏〔北東アジア〕《環オホーツク海圏》の経済的発展のために奉仕する商業企業を奨励する。
- b. より良い北東アジア環海圏〔北東アジア〕《環オホーツク海圏》の発展のため、圏内商業企業家の世界的連携を促進する。
- c. 機構と協力する商業企業を育成し、それに情報を提供し、商談の設定に協力する。
- d. 理事会が経営する、又は経営に参加する企業の形態を研究する。
- e. 圏内の商業企業家に関する総合的な情報網のセンターとなる。（各憲章案第48条）

商業企業家連合と加盟国間の密接な協力は、同系3機構の発展をはかるうえで非常に重要な役割を演ずることができるように思われる。理事会は、いかなる商人と企業家をも奨励するというのでない。「より良い平和な北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》の経済的発展のために奉仕する商業企業家を奨励する。」のである。そのよ

うな商人や企業家は、一風かわっているかもしれないが、たいがい人は「より良い平和な…経済的發展」を望むものとするれば、そのような心あたったかい者の出現は、機構にとり実に大きな励みとなる。これらの商人や企業家は、利潤が多ければ、機構の会員だけでなく、加盟国の住民のために多くのことをなすこともできよう。

それゆえ、ここ商業企業家理事会の章では加盟国の義務の条項はないにしても、加盟国側から、そのような奇妙な商人や企業家のために、なんらかの特典を考案することも一考しようであろう。

第 12 章 労働雇用理事会

49 構成

同系 3 機構には、そのいずれにも労働雇用理事会があり、その各憲章案も、「労働雇用理事会は、各加盟国から国家代表 1 名、連帯議員 1〔2〕名、使用者側の民間人 1〔2〕名、労働者側の民間人 1〔2〕名で構成される。」と規定している。(各章案第 49 条)この使用者側と労働者側の構成は、少し国際労働機関 (ILO) とにている。

日本海周辺諸国の失業率

日本	5.1% (2010 年)	5.4% (2002 年)
中国	4.6% (2010 年)	4.0% (2002 年)
韓国	7.3% (2009 年)	3.3% (2002 年)
北朝鮮	4.1% (2009 年)	
ロシア	9.2% (2009 年)	7.9% (2002 年)
モンゴル	5.1% (2009 年)	

2009 年から 1010 年の失業率は、10 年 1 月に調査。2002 年は世界統計白書、2010 年、159 頁

50 任務

これらの理事会の主要任務は、以下のように、同一のものを提示する。

- a. より人道的な労働条件が北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》で採用される方策を加盟国と関係者に提案する。
- b. 失業が少なくなるような北東アジア環海圏〔北東アジア〕《環オホーツク海圏》を樹立をめざし、それについて加盟国と関係者に提案する。
- c. できるだけ同数かつ相互的に加盟国が外国人労働者の受入を行う方策を検討する。

(各憲章案第 50 条)

外国人労働者が多くなるにつれ、とくに若者の就職に悪影響を及ぼし、それが排外主義を誘発しかねないので、「できるだけ同数かつ相互的に加盟国が外国人労働者の受入を行う方策を検討する。」との条項をいれた。「できるだけ同数」ということであって、それほど厳格なものではないにしても、やはり「できるだけ同数」になるように、理事会はいろいろな可能性を探究すべきであろう。

51 加盟国の義務

同系3 機構の憲章案は、「国家は、とくに若年層の失業の減少に努力することを約束する。」ということを国家側に求めている。近年の若者の就職率は、きわめて悪い。国家と使用者側は、「若年層の失業の減少」、そして失業の解消に努力することが必要だ。

<p>軍事費削減と雇用拡大 同系3</p> <p>機構では、「できるかぎり軍備縮小及び軍事費削減を実行して、その削減分を平和部門に転用し」(前文), 「人的及び経済的資源の軍備転用を最少にし、雇用、福祉、平和産業を増進し」(各憲章案第27条) なければならない。その目的のためにも緊張を緩和し、平和を創出する必要がある。</p>	<p>国別の軍事費 (10 億 \$, 世界統計白書, 2010 年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>国</th> <th>軍事費</th> <th>GDP 比</th> <th>一人当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>米国</td> <td>552</td> <td>4.0</td> <td>1,835 (\$)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>中国</td> <td>46</td> <td>1.4</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>日本</td> <td>41</td> <td>0.9</td> <td>322</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>露国</td> <td>32</td> <td>1.5</td> <td>228</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>韓国</td> <td>26</td> <td>2.7</td> <td>542</td> </tr> </tbody> </table>	順位	国	軍事費	GDP 比	一人当たり	1	米国	552	4.0	1,835 (\$)	—	中国	46	1.4	35	6	日本	41	0.9	322	9	露国	32	1.5	228	10	韓国	26	2.7	542
順位	国	軍事費	GDP 比	一人当たり																											
1	米国	552	4.0	1,835 (\$)																											
—	中国	46	1.4	35																											
6	日本	41	0.9	322																											
9	露国	32	1.5	228																											
10	韓国	26	2.7	542																											

第13章 厚生医療理事会

わが国では老年人口が増加したことにともなって、介護や孤独死、無縁社会などの諸問題が提起されている。統計は、北東アジアでも、そのような傾向がみられることをしめしている。(下の統計)

厚生や医療分野で、その他さまざまな問題がある。伝染病防止、緊急医療支援などでも、厚生医療理事会は役割を演ずることができよう。

52 構成

同系3機構の各憲章案は、「厚生医療理事会は、各加盟国から連帯議員1〔2〕名、国家公務員1名、民間人1〔2〕名、計5名で構成される。」(各憲章案第52条)と定めている。

	老年人口(総人口中65歳以上の者%)	
	2006年	2000年
日本	20	17
露国	14	13
韓国	10	7
北朝鮮	9	6
中国	8	5

(2010年の世界統計白書にもとづいて)

53 任務

理事会の主要任務は、以下のとおりであるとして提示している。

- a. 国際協力のために、福利厚生と医療に関する圏内の基本的な状況を調査する。
- b. より人道的な厚生医療条件が圏内で採用される方策を加盟国と関係者に提案する。
- c. 厚生医療分野における国際的研修の促進に寄与する。(各憲章案第53条)

わが国では、在宅療養支援診療も拡充されつつあるにしても乱療もあとをたえず、先進薬が日本に入るのに相変わらず時間がかかり、医師の増員も一課題である。ロシアで、医師が多いにしても、医療機器などは不足している。北東アジア諸国は、厚生医療分野で協力すべきことが少なくない。

	人口1万人あたりの医師数	
露国	43人	1002 - 2007年
日本	21人	2006年
韓国	17人	2007年
中国	15人	1002 - 2007年

(2010年の世界統計白書にもとづいて)

第 54 条 加盟国の義務

加盟国は、厚生医療分野で静観できるはずがなく、下記の義務を負うとして提示する。

- a. 人道的な観点から、厚生医療にかかわる者の入国、器具とその他の物資の移転に関して、特別な優遇に配慮をしなければならない。
- b. 人命の緊急事態が発生した場合、国内法より人道の要請が優先することに同意する。

(各憲章案第 54 条)

第14章 通信運輸理事会

52 構成

同系3機構の各憲章案は、そのそれぞれの通信運輸理事会について、「理事会は、各加盟国から国家公務員1名、連帯議員1名、民間人1〔3〕名、計3〔5〕名で構成される。」と定めている。(各憲章案第52条)

1904年に設定された2つの海路は、日本海沿岸運輸で重要な役割を演じた。1つは、門司を出発し、浜田、境、宮津、ウラジオストク、敦賀、七尾、伏木、夷、新潟、函館、コルサコフ、小樽、ウラジオストク、元山、釜山に寄港して門司に到達するもの。他の1つも、小樽港発着の国際的な海路であった。

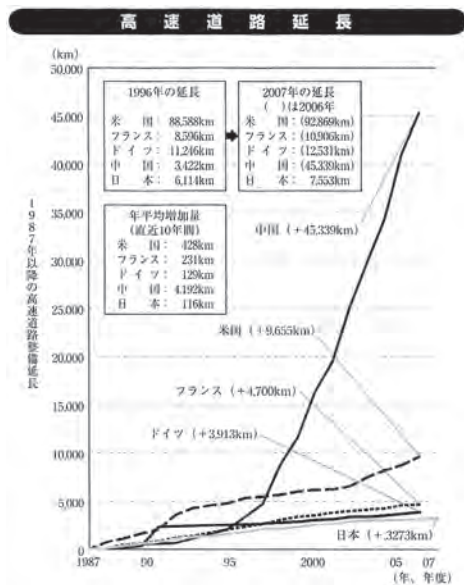
53 主要任務

第2次世界大戦後、北東アジアでは、対立的かつ分断的な地域が残存してきたために、通信運輸理事会は、これらの地域における通信運輸を正常化するうえで、かなり寄与できらるであろう。同系3機構の各章案によれば、理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 圏内の国際的運輸の調和的發展と組織化を計る。
- b. インターネットを駆使して、圏内の通信運輸の現状を公開する。
- c. 圏内の安全な物流の組織化を調査し、その情報を会員に提供する。
- d. 圏内の通信運輸を円滑に發展させるための協定案を作成し、総会に提出する。(同系憲章案第53条)

人と物の移動が増加するにつれて、北東アジアの交通網が、陸上、海上、航空の分野で、それぞれ脈略なしに非効果的に發展してよいはずがない。物流は国内で問題をかかえているが、国際的面においては不安定な要素がさらに多くなり、それがまた円滑な經濟活動のさまたげとなっている。

1987年からの高速道路の延長
中国の發展がいちじるしいことがわかる。—金子



(2010年の世界統計白書, 307頁)

第15章 環境理事会

2002年に採択された「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」は、「世界の環境は、悪化し続けている。生物多様性の損失は継続し、魚種は枯渇し続け、砂漠化のゆえにますます肥沃な土地が求められ、気候変動の悪影響は既に明白であり、自然災害はより頻繁でかつ破壊的であり、そして途上国はより傷つきやすく、大気、水及び海洋の汚染は数百万の立派な命を奪い続けている。」と述べている。

北東アジアにおいても、環境悪化は例外でない。ここでは、2国間または多边的協定によって、またボランティア活動などにより、環境悪化をできるだけ防止する必要がある。

54 構成

同系3機構の憲章案によれば、「理事会は、各加盟国から国家代表1名、連帯議員2名、民間人5名で構成され、機構の環境会議は、この機構の会員で、環境に関心ある団体と個人からなる。」(各憲章案54条)

55 任務

これらの各憲章案によれば、環境理事会の主要任務は、つぎのとおりである。

- a. 圏内の大気、水、大地、動植物をふくむ天然資源の保護の状況を調査する。
- b. 機構に関係する範囲内で、現行諸条約を研究し、研究結果を発表する；
- c. 総会に提示すべき議題を決定し、そのための具体案を作成する；
- d. 環境保護団体の国際的、国内的、および地域的な活動の協力関係を促進する；
- e. 環境の保護と改善に努力する企業及び個人のために、環境基金を創設する；
- f. 圏内での汚染、その他の環境上の損害の被害者に対する責任及び補償について、必要なら、理事会の意見を当事者に提示することができる。(各憲章案55条)

環境の保護と改善に努力する企業及び個人のための環境基金については、相互的基礎で実施する方式が検討されてよい。たとえば、環境改善のため努力する企業にたいし、基金側は当初ある程度の資金援助をおこない、企業側は一定の利潤を基金側または機構会員に還元するというような方式である。

第 16 章 資源保護理事会

環オホーツク海圏機構の資源保護理事会

「平和友好協力、環オホーツク海圏及び環日本海圏に関する議定書」の筆者の私案は、環オホーツク海圏機構の「資源保護理事会」について、つぎのように定めている。

第 36 条 (構成)

- 1 機構内にオホーツク海資源保護理事会 (以下、理事会) を設ける。
- 2 理事会は、日ロ同数の政府及び民間の成員 20 名からなる。
- 3 理事会の決定により特別な影響を受けると判断する圏内の団体及び圏外の国家は、臨時にその成員となることができる。

第 37 条 (主要任務) 理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 持続可能な資源維持の目的で、適正な措置を立案する。
- b. 機構の名での勧告案を作成し、又は理事会名で勧告する。
- c. 圏の海洋資源発展に資する国際海洋大会の組織を立案する。
- d. 圏内の海洋資源に関する年次報告を作成する。

第 38 条 (半閉鎖海) 海洋法に関する国際連合条約の締約国である日本国及びロシア連邦は、同条約第 123 条に従い、オホーツク海を半閉鎖海と宣言する。但し、ここで可能な限り、日ロ両国は諸国の漁民の既得権を衡平に考慮しなければならない。

第 39 条 (日ロ間の協力) 日本国とロシア連邦は、直接に又は適当な地域的機関を通じ、次のことのために努力しなければならない。

- a. 海洋生物資源の管理、保存、探査及び開発を調整すること。
- b. 海洋環境の保護及び保全に関し、自国の権利及び義務の履行を調整すること。
- c. 自国の科学的調査の政策を調整し、その調査の共同計画を実施すること。
- d. これらの措置の促進に協力するよう関係諸国と国際機関に要請すること。

第 40 条 (経済水域外の公海) 日本国及びロシア連邦の排他的経済水域に属しない公海において、両国は、生物資源の保存及び管理のために、相互に協力する。

上記の諸条項は、だいたい国際連合の海洋法条約にそっている。その第 123 条は、「同一の閉鎖海又は半閉鎖海に面した国は、この条約に基づく自国の権利を行使し及び義務を履行するに当たって相互に協力しなければならない。このため、これらの国は、直接に又

は適当な地域的機関を通じて、次のことに努める。」とし、上記第39条の4項目を定めている。

以上のような構想は、日ロ平和条約にかかわらない下記と同系3機構の資源保護理事会の基礎となった。これら3つの機構の各憲章案は、下記のように、資源保護理事会について定めている。

同系3機構の資源保護理事会

56 理事会の構成

同系3機構の「資源保護理事会は、各加盟国から国家代表が1名、連帯議員1〔2〕名、民間人1〔2〕名、計3〔5〕名で構成される。」(各憲章案第56条)

57 主要任務

環オホーツク海の資源保護は、ほとんど海にかんするものであるが、北東アジア環海圏と北東アジア共同体については、海だけでなく陸の資源にも配慮しなければならない。上記の各機構の憲章案は同一の法文で、つぎのように定めている。

- 1 理事会の主要任務は、以下のとおりである。
 - a. 持続可能な資源維持の目的で、適正な措置を立案する。
 - b. 資源保護に関する提案書を作成し、理事会名で総会又は関係者に提案する。
 - c. 圏内の資源の開発に資する国際大会の組織を立案する。
 - d. 圏内の資源保護について、協定案を作成し、それを総会に提出する。
 - e. 圏内の資源に関する年次報告を作成する。
- 2 加盟国は、次のことのために努力しなければならない。



深刻化する漁業とオットセイの共生

- a. 海洋生物資源の管理、保存、探査及び開発を調整すること。
- b. 海洋環境の保護及び保全に関し、自国の権利及び義務の履行を調整すること。
- c. 自国の科学的調査の政策を調整し、その調査の共同計画を実施すること。
- d. これらの措置の促進に協力するよう関係諸国と国際機関に要請すること。

(各憲章案第 57 条)

第17章 教育科学文化理事会

環オホーツク海圏機構の教育科学文化理事会

「平和友好協力、環オホーツク海圏及び環日本海圏に関する議定書」の筆者の私案は、環オホーツク海圏機構の「資源保護理事会」について、つぎのように定めている。

第41条（構成）1 機構内には、40名の成員からなるオホーツク海圏教育科学文化理事会（以下、理事会）を設ける。

2 理事会には、教育、科学、文化、スポーツ及び生活の5部を設け、それぞれ日ロ双方からの政府及び民間の4名からなる。

第42条（教育部） 教育部の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 学校教育と生涯教育において、圏内の相互理解を促進する。
- b. 生徒及び学生の相手国での研修及び留学を促進する。
- c. 専門家養成のための幼少時からの一貫教育を策定する。



極東国立大学（ロシア）

第43条（科学部） 科学部の主要任務は、以下のとおりである。

- a. どの科学のどの分野が圏の発展に効果的かを研究する。
- b. そのなかで実用化できるものは、その開発を提案する。

第44条（文化部） 文化部の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 圏の発展のため何が文学、演劇、映画、絵画などの各分野のなかで効果的かを研究し、その計画を提案する。
- b. 相互理解の促進のため、公正なテレビ局の開設を促進する。
- c. 圏内の音楽をとおし、希望、喜び、勇気、共感をあたえる。



モンゴル国立大学

第45条（スポーツ部） スポーツ部の主要任務は、以下のとおりである。

- a. スポーツをとおし人びとが交歓できる場の設定を立案する。
- b. 圏内における国際親善試合の指導者の育成に努力する。



体育大学（中国）

第46条（生活部） 生活部の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 消費者保護、生活環境改善、ボランティア活動を促進する。
- b. 親睦増進、クラブなどの大衆的な場の設定を促進する。

ここで理解できるように、教育科学文化理事会は、一般人にもっとも近い親近感のある国際機関として性格づけようとした。

同系3機構の教育科学文化理事会

以上のような構想は、日ロ平和条約にかかわらない同系3機構の教育科学文化理事会の基礎となった。これら3つの機構の各憲章案は、下記のように、この理事会について定めている。

58 構成

「理事会は、各加盟国から、連帯議員1名、公務員1名、民間人5〔10〕名、計7〔12〕名で構成され、そこにいくつかの部を設ける。」(同系憲章案第58条)

59 部の主要任務

ここ同系3機構でも、前頁のような5つの部が予定されている。(同系憲章案第59条)

第18章 報道理事会

相互理解を深めるうえで、各国の報道界は大きな役割を演じており、とくにテレビは生活から切りはなせないほど重要であるが、反面、過剰に自国を正当化し、不当に他国を軽視するような形でナショナリズムが現れるのも報道界であり、地球社会でも、また地域的国際機構でも、公正な報道の仕組みを求めるのは自然の流れであろう。

60 構成

同系3機構の各憲章案は、「報道理事会は、圏に関する完全中立かつ公正な報道を主目的とし、各加盟国から、連帯議員3〔5〕名、国家公務員1名、民間人1〔2〕名、計5〔8〕名で構成される。」と定めている。（同系憲章案第60条）

ここでは、国家側からの不当な影響をなくすため、国家代表は同理事会の成員ではなく、逆に、国際協調性の強い連帯議員の成員を多くした。このような理事会傘下の報道機関は、国際面では既存のナショナリステイックなものより面白く、同時に信憑性が高まるように思われる。

61条 主要任務

これら両理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》内外の客観的、中立的かつ公正な報道の確立に寄与する。
- b. そのため、圏単一の公正な報道機構の設立を立案し、その運営と管理に参与する。
- c. 北東アジア環海圏機構〔北東アジア共同体機構〕《環オホーツク海圏機構》の刊行物を発行し、そのホームページを作成・更新する。

さらに「報道関係の会員は、その可能な範囲で、前項が定めている公正な報道機構の設立、運営及び管理に協力しなければならない。」とされている。（各憲章案第61条）

第19章 観光ホテル理事会

1925年ハーグ設立された公的旅行機関国際連盟（International Union of Official Travel Organizations, 略称：IUOTO）は、2003年に国連の専門機関となり、2005年に国連世界観光機関（UNWTO）と改称された。準加盟地域は7つであるが、日本の観光庁の説明によれば、北東アジアでの民間または政府間の国際組織は、前記のNEAR（208頁）の「観光分化委員会」以外に分らないという。それだけに、この理事会の果たすべき役割は、いろいろな面で国際交流が盛んになるにつれ大きくなるであろう。

62 構成

同系3機構の各観光ホテル理事会は、「各加盟国から、連帯議員1名、公務員1名、民間人2〔5〕名、計4〔7〕名で構成される。」（各憲章案第62条）



サハリンのメガパラスホテル

63 任務

各機構の観光ホテル理事会の主要任務は、下記のとおりであると各憲章案で提示されている。

- a. 圏内の国際観光が、その住民に有益であり、相互理解に役立つ方策を検討する。
- b. 圏内の国際観光が、旅行者の志向にそって、より多様になる企画を支援する。
- c. 圏内の観光協会及び宿泊施設の情報を集積し、その組織化に寄与する。

（各憲章案第63条）

北東アジア環状旅行は、ほとんど聞いたことがないが、将来は、たとえば、そこでの友好自治体や団体を訪問するような加盟国横断の環状親善旅行もおもしろそうである。

第20章 スポーツ理事会

スポーツは、競技ではあるが、同時に人びとをむすびつける。オリンピックやワールドカップなどは、世界的な規模で行われる。同系3機構の各スポーツ理事会は、原則として、その各機構の地域で行われるものに関係するので、組織は小規模であるにせよ、それは、その地域の人びとの心をむすびつける平和的なものでなければならない。

64条 構成

同系3機構の各スポーツ理事会は、「各加盟国から、連帯議員1名、公務員1名、民間人5〔10〕名、計7〔12〕名で構成され、そこにいくつかの部を設ける。」（各憲章案第62条）とし、国家代表は理事会の成員になっていない。同系3機構においては、できるだけ国家的な諸要素があらわれないように配慮し、スポーツ理事会は、教育科学文化理事会とならんで、もっとも大衆とむすびついている機関であると想定している。

このスポーツ理事会が既存のもろもろのスポーツ団体、それらの連合体とどのような関係をもつかは、その間の協定による。



札幌ドーム



北京のオリンピックスタジアム



ハバロフスクのスタジアム

65 任務

この各理事会の主要任務は、つぎのとおりである。

- a. 北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》レベルで行う定期スポーツ大会の企画を支援する。
- b. 圏内の人びとが、スポーツをとおして親善交歓できる場の企画を奨励する。
- c. 圏内における国際親善試合の指導者の育成に努力する。

「理事会傘下のスポーツは、国威発揚でなく親善を旨とし、個人の努力を表彰する」ものでなければならないと筆者は提示している。（各憲章案第65条）

囲碁やチェスなどもスポーツとして、理事会は扱ってよいであろう。日本の囲碁人口は

現在 250 万人，中国は 2500 万，韓国 766 万，台湾 150 万，ロシアには 1 万以上いるようであり，囲碁やチェスなどの対局も，大いに国際的な親善友好に役立つ。

第21章 青年理事会

同系3機構の発展、その機構のかかわる地域の将来は、相手の立場を多少とも理解でき、そしてたがいに敬意をはらいながら交際できる若者どうしの連携とその側面からの支援に相当かかわっているであろう。現状の北東アジアの青年は、各人バラバラに行動し、まとまりがないようにみえるが、希望のある平和な法治社会をアジアに樹立するために、欧米諸国やアフリカ諸国の青年たちと協力しあいながら、まず同系3機構の青年理事会が一生懸命に努力していただきたい。

66 構成

同系3機構のいずれの憲章案も、「青年理事会は、総会が選出する20名からなり、その機関として、17歳から29歳までの会員からなる青年部をおく。」(第66条)と定めている。より個人主義的、より利己的に人間が行動するようになった現代において、このように青年が機構で積極的に活動できる場を設定しようとした。

67 任務

この各理事会の主要任務は、つぎのように定められている。

- a. 青年部の全圈的な組織化、および国別支部の組織化を推進する。
- b. 青年部が、圏内の学生と生徒との良好かつ未来志向の関係を結ぶことを奨励する。
- c. 国際および国内での平和文化祭を開催し、インターネット交流をも促進する。

(各憲章案第67条)

同系3機構の関係国内には、青年会、学生自治会、スポーツ文化連合体、その他、政治的、宗教的、職能的な各種の青年組織があるようにみえる。理事会の任務は、これらの諸団体を機構の目的にしたがって、できるだけ組織化することである。

第 22 章 国際裁判所

日口間の紛争解決

筆者は、外交交渉で長年解決できない紛争は、結局、国連の国際司法裁判所（ICJ）に解決をまかせたほうが良いという持論であり、領土問題については何回もそのように主張した。

将来、日口平和条約の締結後も、もろもろの紛争が起こることがありうるので、そのための「平和的解決機構に関する議定書」（案）をも提示した。この紛争解決機構は、第 1 部が日口事実審査委員会、第 2 部が日口裁判所である。（注 6）

これは、下記の国際裁判所の構想の基礎となった。

同系 3 機構の国際裁判所

上記の裁判所は、もちろん、機構の複数加盟国がかかわる国際裁判所であって、これら機構の憲章がむすばれるなら、北東アジアにおける法治社会の樹立に多大の貢献をなすことができる。

68 裁判所規程

「北東アジア環海圏裁判所〔北東アジア共同体裁判所〕《環オホーツク海圏裁判所》は、付属の規程に従って任務を行う。」「すべての会員は、北東アジア環海圏裁判所〔北東アジア共同体裁判所〕《環オホーツク海圏裁判所》規程の当事者となる。但し、総会が決定する条件で、加盟国は規程の当事者となることができるものとする。」（同系憲章案第 68 条）

国家の指導者は、国際裁判所を好まない場合が多い。世界の 3 分の 2 ほどの諸国が、国連の国際司法裁判所（ICJ）の裁判管轄権を受諾していない。北東アジア諸国は、概してすべてそのような国家である。したがって、これらの国家が機構に参加しやすくするためには、事後的、時間的、場所的な条件（留保）を暫定的には認めたほうがよい。たとえば、軍事問題、過去の問題、大陸棚の問題については、国家は裁判管轄権に服さないというような留保である。ただし、それらは、「総会が決定する条件」である。（上記第 68 条）

69 他の裁判所への付託

「会員は、その相互間の紛争解決をすでに存在し又は将来締結する協定によって他の裁判所に付託することができる。」(各憲章案第69条) このことは、北東アジア環海圏裁判所、北東アジア共同体裁判所、環オホーツク海圏裁判所が存在しても、紛争をICJに付託できることを意味する。

70 勧告意見及び参考意見

「この機構の各主要機関は、国際的性格を有する法律問題について、裁判所の判決または勧告意見を求めることができる。」「規程に従って、いかなる正会員も、法的拘束力がない参考意見を共通裁判所に一方的に求めることができる。これは諮問者だけに回答されるものとする。」(各憲章案第70条) 裁判所による諮問意見、ましてや勧告意見は、それ相当の法的判断であるから、拘束力がないといっても、まったく意味がないということにはならないであろう。注目すべきは、機構の主要機関に勧告意見を求める道があることである。

第23章 事務局

平和友好協力、環オホーツク海圏及び環日本海圏に関する議定書案では、環オホーツク海圏機構の所在地は札幌とし（同案第24条）、便宜性から、事務局は札幌におくことを提案した。

同系3機構の事務局

71 構成

同系3機構の各憲章では、「事務局は、一人の事務局長と機構が必要とする職員からなる。」「事務総長は、その資格で機構のすべての機関において行動し、かつ、これらの機関から委託される他の任務を遂行する。」（各憲章案第71条）

72 影響行使の禁止

「各加盟国及び他の会員は、事務総長と職員の責任のもっぱら国際的性質を尊重すること、並びにこれらの者が責任を果たすに当たってこれらの者を左右しようとしなことを約束する。」（各憲章案第72条）各機構には、利害の対立関係が少なくないので、かなり慎重にこの問題に対処しなければならないであろう。

73 職員の雇用

「職員は、総会が設ける規則に従って、事務総長が任命する。」「職員の雇用と勤務条件の決定に当たり最も考慮すべきことは、最高水準の能率、能力及び誠実の確保であり、広い地理的基礎に基づく採用も考慮いなければならない。」（各憲章案第73条）

第24章 最終規定

74 憲章の優先

「加盟国のこの憲章に基づく義務が、その国内法の義務に抵触するときは、この憲章に基づく義務が優先する。」(各憲章案第74条) この条項によって、加盟国の国内法にたいする同系3機構の憲章の優位が確保されている。

75 国際組織間の協力

北東アジア共同体機構、北東アジア環海圏、それに環オホーツク海圏も、それぞれ独立の法人として構想している。これらの地域的組織が誕生するなら、もちろん、協力し合っていくことが望ましい。北東アジア共同体機構の憲章案は、下記のように定めている。

「われらが北東アジア共同体機構は、北東アジアに北東アジア環海圏、環黄海圏、環東シナ海圏及び南シナ海圏などの環海圏、その他の機構の設立のさい、それらと協力し、その効果的關係について協定を締結できる。」(各憲章案第75条)

76 法律上の能力

「この機構は、加盟国との協定に基づき、その任務の遂行及びその目的達成のため必要な法律上の能力及び特権並びに免除を加盟国の領域で享有する。」(各憲章案第76条) このような規定は、この種の国際機関によくみられるものであるが、機構の「特権並びに免除」については限定的でよいであろう。

77条 発効

北東アジア環海圏機構と北東アジア共同体機構にしても、人間のなす業、それが100%完全であるというにはほど遠いが、誕生するなら、それじたい歴史の一里塚である。

「この憲章は、圏内の2か国以上が批准書を交換したときに、又は圏内の各国から100

《60》名以上の団体又は人士、計5000《150》以上のものが憲章の当事者になったとき発効する。後者だけの場合には、これらの団体及び個人は、圏内の諸政府に機構への加入を適時に要請する。」(各憲章案第77条第1項)北東アジア地域には、異質的かつ分断的な諸要素が比較的多いため、以上のような機構への加盟を好むか否かは不確かであり、創建に3か国以上の批准が必要とするなら、それだけ時が無為に流れるかもしれない。「2か国以上が批准書を交換したときに…発効する」としたのは、そのためである。

「その後2年以内いずれの国家もこの憲章の加盟国にならない場合は、この憲章に付属する『北東アジア環海圏機構〔北東アジア共同体機構〕《環オホーツク海圏機構》の初期の活動に関する議定書』に従って、機構〔共同体〕はその活動を開始できるものとする。」(各憲章案第77条第2項)この議定書は、まだ筆者は起草していないが、そのなかでは国家に代わって自治体や個人またはNGOがまさに汗水を流し、ときには犠牲的に献身する姿がみられるかもしれない。読者から、着想やアイデアなどを期待したい。

78 無期限延長

北東アジア環海圏機構、とくに北東アジア共同体機構の創建は、その広大な地域を組織化し、そこで独善と暴力でなく、法が支配する共同体を発展させるうえで多大な役割を演ずることができよう。これら機構が、紆余曲折しながらも存続するなら、「この憲章発効の25年後、憲章が無期限に効力を有するか、又は追加の一定期間延長されるかを決定するために、その再検討会議を開催する。その決定は、会員の過半数による決議で行う。」ただし、「各締約国は、この憲章の対象である事項に関連する異常な事態が、自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、この条約から脱退することができる。」としている。(各憲章案第78条)このような規定も、機構参加にたいする国家の抵抗感をすくなくするため提示した。

79条 所在地

「総会が、この機構の所在地を決定する。総会は、25年毎に本部又は支部の所在地を再検討することができるものとする。」(各憲章案第79条)特定の国家内に機構の本部、所在地、事務局を常置するなら、その国家は不当に機構を左右することがありうるので、このような条項を提示した。

同系3機構の国際裁判所規程の要点

はじめて筆者が、具体的な諸条項をふくむ日ロ平和友好協力条約（案）を発表したとき、「平和的解決機構に関する議定書」（案）をも提示した。（注6）そのなかに、日ロ事実調査委員会や日ロ裁判所にかんする諸条項がある。これらの機関は、日ロ間の条約が発効しなければ誕生しないので、後に北東アジア共同体憲章、北東アジア環海圏機構憲章、環オホーツク海圏機構憲章は、それ独自の憲章として提示した。

これら同系3機構の紛争解決メカニズムは、上記の日ロ事実調査委員会や日ロ裁判所の構成と任務とほぼ同一である。これらの裁判所は、それに事実調査委員会が関係していることに一大特徴がある。

同系3機構の国際裁判所規程にかんする要点は、下記のように提案したい。

前文

われら北東アジア環海圏機構〔北東アジア共同体機構〕《環オホーツク海圏機構》憲章の締約当事者は、

圏内の紛争を平和的に解決し、力でなく、法の支配する北東アジア環海圏機構〔北東アジア共同体機構〕《環オホーツク海圏機構》の法治共同体の発展に寄与し、

圏内の住民が平和に、かつ友好的に共生できるようにする組織を創建し、それを発展させる目的のため、

北東アジア環海圏機構〔北東アジア共同体機構〕《環オホーツク海圏機構》憲章をつらぬいている精神に基づき、

20??年??月??日、ここに北東アジア環海圏〔北東アジア共同体〕《環オホーツク海圏》裁判所規程を採択した。

第1部 事実調査委員会

第1条（地位） 事実調査委員会（以下、委員会）は、北東アジア環海圏機構〔北東アジア共同体機構〕《環オホーツク海圏機構》裁判所に付属する常設機関とする。委員会は、加盟国のいかなる機関からも独立し、その成員は、もっぱら自己の良心に従い、事実審査

の目的ため行動しなければならない。

第2条（構成） 1 各加盟国政府が、委員3名を指名し、これらの委員が第7の成員の委員長を選ぶ。委員長は、非加盟国の国籍の者も指名されることができる。

2 所与の事件につき、別段の合意が成立すれば、委員会の構成はそれによる。

第3条（審査事項） 委員会は、圏内の国際的事項について、その事実のみを審査することができる。

- a. 加盟国間の事件、加盟国と他の加盟国の国民間の事件、2加盟国の国民間の事件。
但し、民間だけの国際的事件の審査については、裁判所規則によって制限される。
- b. 加盟国間の係争地内又はその周辺で生ずる密漁、越境、衝突、逃走などの事件。
- c. 加盟国間の諸条約上の権利義務関係にかかわる事件。
- d. 圏内の巨大プロジェクトに関する事件。
- e. 紛争当事者が、事実審査に合意するその他の紛争。

第4条（調査専門家団） 所与の紛争について、委員会は、原則として、その事実調査に適切と判断される下部機関である専門家団を編成するものとする。

第5条（調査への協力） 加盟国は、その法令に従って、調査専門家団の調査に協力しなければならない。

第6条（審査報告書） 委員会は、前条で規定されている要請があったときは、もっぱら事実審査のため専門家団と協議し、その審査報告書を作成しなければならない。

第7条（法的判断の回避） 専門家団が認定した事実に関し、この専門家団も委員会も法的判断を差し控え、また責任（損害賠償）の判断にも触れないものとする。

第8条（報告書の提出） 同委員会は審査報告書を加盟国及び関係者に提出しなければならない。

第9条（上級審査機関） 事件又は紛争当事者は、事実調査委員会の事実認定に不満である場合に、第2部で規定されている北東アジア環海圏機構〔北東アジア共同体機構〕《環オ

ホーツク海圏機構》裁判所に上訴できる。

第10条（他の調査機関）委員会以外の国家機関、団体又は個人が、所与の事件につき独自に事実の調査を行うことは妨げられない。

第2部 国際裁判所

第1章 総則

第11条（管轄権）1 加盟国が、交渉又は他の方法で解決されない、条約、その付属議定書又はその細則の解釈又は実施に関する加盟国間の紛争が生じたと認めると場合には、紛争はいずれかの紛争当事者の要請により、この北東アジア環海圏機構〔北東アジア共同体機構〕《環オホーツク海圏機構》裁判所（以下、裁判所という）へ付託することができる。

2 裁判所は、前項のほか次に次の事項についても管轄権を有する。

- a. 認定されるなら条約又はそれにもとづく協定の国際義務の違反となるような事実。
- b. 前条の審査委員会の審査報告書に不満である事実の認定。
- c. 加盟国が、その都度または一般的に合意するその他の紛争。
- e. 議事録がさだめられている圏内の国際的な巨大プロジェクトに関する紛争。

第2章 臨時裁判所

第12条（臨設）裁判所が設立されてからの初段階の過渡期においては、事件のつどごとに加盟国政府が必要と判断したとき臨時に裁判所を設置し、そのつど臨時裁判所の構成及びその特定任務を規定することができる。

第13条（設置提案）一加盟国が、臨時裁判所設置を提案したとき、それについて他の加盟国は誠実に交渉しなければならず、その交渉が合意に至らない場合に、この両者は、第3章に規定されているような形の裁判所を設置するものとする。

第3章 常設裁判所

第15条（構成） 1 加盟国政府が、それぞれ2名の裁判官を指名し、それらの裁判官がその外部から裁判長を選ぶ。第3国人が裁判長になることもできるものとする。

2 所与の事件につき、別段の合意が成立すれば、裁判所の構成はそれによる。

第16条（上訴） 加盟国のみが、訴訟当事者になるような事件については、国際司法裁判所を上訴裁判所とすることができ、個人が当事者である事件では、この裁判所の判決を最終として、上訴を許さないものとする。

第17条（勧告的意見） この機構の主要機関は、国際法上の問題についても勧告的意見を与えるよう、裁判所に要請することができる。

第18条（判決の不履行） 加盟国は、上訴しなければ、この裁判所の判決にしたがうことを約束する。個人が訴訟当事者で、上訴を許さない判決において、加盟国が判決を履行しない場合に、その個人の属する加盟国は、国際連合にたいし、しかるべき措置を決定するよう要請できるものとする。

- (注1) 拙文,「日ロ平和友好協力条約の金子私案」,札幌法学,第22巻,第1号,2010年12月,247-311頁。
- (注2) 中山賢司,「北東アジア広域自治体越境協力の展開」,『北東アジア地域研究』,第14号,2008年,北東アジア地域研究編集委員会,60頁より
- (注3) 岡村堯,「新ヨーロッパ法」,三省堂,2010年,60-61頁。
- (注4) 前掲,「日ロ平和友好協力条約の金子私案」,280-283頁。
- (注5) 同連合のURLは <http://www.neargov.org/app/index.jsp?lang=jp>
- (注6) 前掲,「日ロ平和友好協力条約の金子私案」,280-283頁。